

## 第3章 損壊家屋等の解体・撤去

### 1 経緯

#### (1) 発災直後

熊本地震の強烈な地震動により、益城町内は、非常に多くの家屋、小屋、共同住宅、ブロック塀などあらゆる建造物が倒壊し又は傾くなど、まさに筆舌尽くしがたい状況となった。

公道上や公の水路上に倒壊した家屋等については、発災後速やかに道路管理者等が啓開作業を実施した。一方、隣地に崩れたり、傾いたりするなどした家屋等については早期に危険を除去する必要があったが、あくまで「民・民」のことであるため、人命救助によるものを除いては啓開・撤去の対象とはならず、所有者の責任において撤去又は補修する必要があった。

このような状況であったため、発災当初から、損壊家屋等の解体・撤去に関する住民の関心は高く、多くの問い合わせが殺到した。



益城町辻の城付近（発災当初）



益城町寺迫付近（発災当初）



益城町小谷付近（発災当初）



益城町惣領付近（発災当初）

## (2) 「公費による解体」の実施決定

通常の災害時には、「全壊」判定を受けた家屋については、補修により元通りに再使用することが困難なもの（＝廃棄物）であると考えられることから、市町村が主体となって、所有者の同意に基づき撤去した場合には、災害廃棄物処理に係る国庫補助の対象とされている。一方、「半壊」以下の判定を受けた家屋については、補修をすれば元通りに再使用できる程度のものであり所有者の資産である以上、通常、市町村が処理をする対象とはならないことから国庫補助の対象とはならず、所有者の費用により解体・撤去を行う必要がある。

熊本地震では、震度7を2度記録するなどして住民の生活環境に密接した家屋等に甚大な被害が発生し、家屋等の解体撤去により生じる廃棄物が膨大となり、生活環境の早期復旧に支障が出ることが明らかであった。このような被害の甚大さに鑑みて、市町村が主体となって半壊判定以上の損壊家屋等を解体撤去する費用について、特例的に国庫補助の対象とされた<sup>1</sup>。これは、平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災に続く3例目の措置である。また、既に所有者等が自主的に撤去した場合においても、市町村が特に必要として災害等廃棄物処理事業に該当するものであると判断したものについては、国庫補助の対象とされた。

このような経緯により、町の事業として、半壊判定以上の損壊家屋等を解体撤去することとなったが、町にとってはこれまでに経験のない全く初めての業務であり知識やノウハウは皆無であったため、全くの手探りの状態であった。また、解体撤去の要件はすぐには明らかにならず、国や県の見解を待たなければならなかった。そのため、住民からの解体撤去に関する問い合わせに対しても、確実な情報に基づく対応ができず、非常に苦慮した（例えば、当初は、先行して解体して後日費用を町に請求する場合には、複数者の見積が必須である旨を説明していた。）。そこで、国（環境省）及び県からの助言を受けながらなんとか準備を進めていった。

- 解体申請の受付は、いつから始まるのか。いつ解体してくれるのか。
- 町の解体を待てないので、自分で業者に発注したいのが、町指定業者はいるのか。
- 町が事後的に補助するにあたって条件はあるのか。
- 隣の家屋が自宅に倒れ掛かっているので、どうかしてほしい。
- 自分の家が隣家に傾いていて、隣家住人から速やかな補修ないし撤去を求められている。町にいち早く対応してほしい。
- 解体に補助が出るという新聞記事を見たが、自己負担は何割になるのか。

発災当初の住民からのお尋ね・要望例

## 2 公費解体

### (1) 事前準備

町は、家屋を解体するという事務はこれまで経験がなく、他の自治体での先例も乏しいため、何から手を付ければよいかわからないような状態であった。この状態でありながらも、事業スキームの構築、業務委託先の選定及び契約事務、実施要綱及び申請書様式の作成など、多種多様な作業を短期間のうちに並行して行わなければならなかった。

そのようななかで、県循環社会推進課が中心となって、各種マニュアルの整備や契約書例の提示など様々な支援をいただいた。

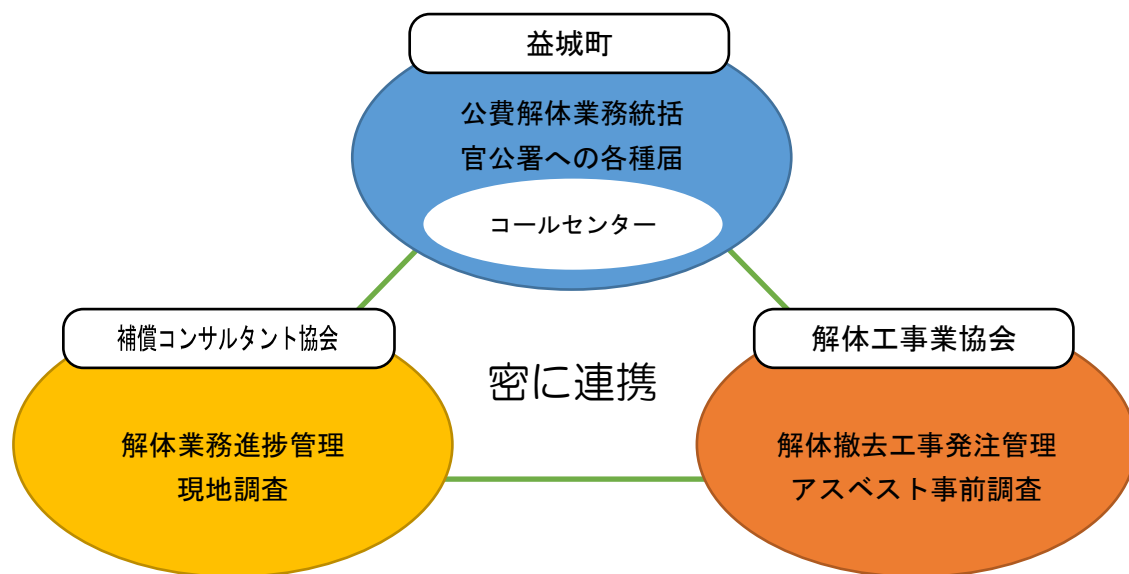
<sup>1</sup> 平成28年5月3日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課事務連絡「平成28年熊本地震に係る災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について（周知）」

## ○事業スキーム及び各業務委託先

町内の家屋等の被災状況からすると膨大な数の解体申請が見込まれ、想定される業務の全てを町職員の限られた人員だけで対応することは困難であった。

そこで、公費解体に係る解体申請に係る事務処理業務（内容審査、費用積算など）及び現地調査業務を、東日本大震災でも同様の業務に係る実施実績がある（一社）日本補償コンサルタント復興支援協会に委託することとした。また、損壊家屋等解体・撤去処理に係る発注・管理業務（アスベスト事前調査を含む）を（一社）熊本県解体工事業協会（以下「県解体工事業協会」とする。）に委託することとした。

さらに、相談等の電話対応も相当数見込まれたことから、コールセンター業務を県内所在の人材派遣会社に委託することとした。



【図表3-1】益城町における公費解体スキーム図

## ○契約事務

契約書の内容や仕様書、付属様式については、県から提示された書例をベースに、町関係規定などと照合したうえで、作成にあたった。

（一社）日本補償コンサルタント復興支援協会との契約については、事務処理センター業務と現地調査業務に分け、前者は「発注者支援業務積算基準」、後者は「用地調査等業務費積算基準」を採用し、費用積算・設計を行った。

解体撤去業務については、地区分けをしたうえでそれぞれを入札に付するという方式も考えられたが、早期の解体着手及び遂行を実現するためにはその暇がないと判断し、解体撤去業務の発注管理を一括して、家屋解体に関する専門的なノウハウや調整能力を有する県解体工事業協会との間で契約を締結した。また、膨大な数の損壊家屋等をそれぞれの構造・面積等に基づき積算をすることは困難であるため、単価契約方式を採用した。使用した単価については、国が示した算定基準に基づき県が算定したもの及び近隣市町村の単価を参考に定めた（次頁図表参照）。なお、この単価については、平成29年度においても根拠とした実勢価格等が変動していなかったため、単価改訂は行わなかった。

|            |    |          | 木造                 | 鉄骨造       |           | R C造       | 備考                    |
|------------|----|----------|--------------------|-----------|-----------|------------|-----------------------|
|            |    |          |                    | 軽量鉄骨      | 重量鉄骨      |            |                       |
| 解体費        | 上屋 |          | 7,862 円/㎡          | 6,813 円/㎡ | 9,572 円/㎡ | 12,247 円/㎡ | ※仮設・積込・諸経費を含む。機械併用。   |
|            | 基礎 |          | 1,035 円/㎡          | 1,035 円/㎡ | 2,970 円/㎡ | 2,970 円/㎡  |                       |
| 運搬費        | 上屋 | 2 t 車使用  | 1,690 円/㎡          | 3,191 円/㎡ |           | 5,362 円/㎡  | ※片道 5km (往復 10km) の場合 |
|            |    | 4 t 車使用  | 1,283 円/㎡          | 2,220 円/㎡ |           | 3,924 円/㎡  |                       |
|            |    | 10 t 車使用 | 810 円/㎡            | 1,235 円/㎡ |           | 2,164 円/㎡  |                       |
|            | 基礎 | 2 t 車使用  | 864 円/㎡            | 864 円/㎡   | 1,289 円/㎡ | 1,289 円/㎡  | ※片道 5km (往復 10km) の場合 |
|            |    | 4 t 車使用  | 632 円/㎡            | 632 円/㎡   | 943 円/㎡   | 943 円/㎡    |                       |
|            |    | 10 t 車使用 | 348 円/㎡            | 348 円/㎡   | 519 円/㎡   | 519 円/㎡    |                       |
| 倒壊塀撤去費     |    |          | 23,109 円 / 立米      |           |           | ※機械撤去の場合   |                       |
| アスベスト事前調査費 |    |          | 35,300 円 /日 ( 8 H) |           |           | ※通常 1H分    |                       |

【図表 3-2】損壊家屋等解体撤去単価表抜粋（全て税抜）

## ○実施要綱・申請書各種様式の作成

実施要綱（付録資料集Ⅱ－①）や申請書各種様式（付録資料集Ⅱ－②～⑧）を作成するにあたっては、県から提示された参考例とともに、宮城県大崎市からの提供を受けた資料が大変参考になった。

## ○解体棟数の推計

益城町内で何棟の家屋等を解体撤去することになるのかについては、事業規模を見極めることに利用するほか、災害等廃棄物処理事業費補助金における災害報告書を作成するために必要不可欠な情報である。

解体棟数を推計する手法については、これといった先例が見当たらなかったことから、町独自に検討を重ねた。その結果、建物被害認定調査による全壊判定家屋等の棟数の 9 割と半壊判定家屋等の 4 割の合計をもって解体棟数とすることとした。これは、作業時点で解体申請（公費解体及び自費解体）の件数と応急修理の件数を調査・比較したところ、全壊判定家屋等については概ね 9 : 1、大規模半壊・半壊家屋等では概ね 4 : 6 となったためである。

この方法により、平成 28 年 9 月 1 日現在での解体想定棟数を 5,757 棟と推計した。

## ○周知のための広報

被災町民に対する周知方法は、町ホームページ、広報ましき災害臨時号（付録資料集Ⅵ）の配付（避難所への掲示を含む）、地元新聞への折り込み、災害 FM ラジオなど様々な媒体を活用した。

### (2) 受付

り災証明書に記載された判定結果を確認しなければ、公費解体の対象としかるかを判断することができないため、公費解体はり災証明書が発行された後に申請を受け付けることとした。

益城町でり災証明書の交付が始まったのは発災後 1 か月以上経過した 5 月 20 日からであったため、実際に公費解体申請を受け付けることができたのは 6 月 15 日からであった。

大量の申請が集中することが見込まれたため、申請受付にあたっては混雑を避けるため次の方式を採った。

### ○申請書類の事前配付

申請にあたっては事前準備が必要となるため、申請書類を事前に配付することとした。その当時は避難所に滞在している住民が多かったため、6月6日から職員が各避難所に向いて配付した。

### ○申請受付特設会場設置

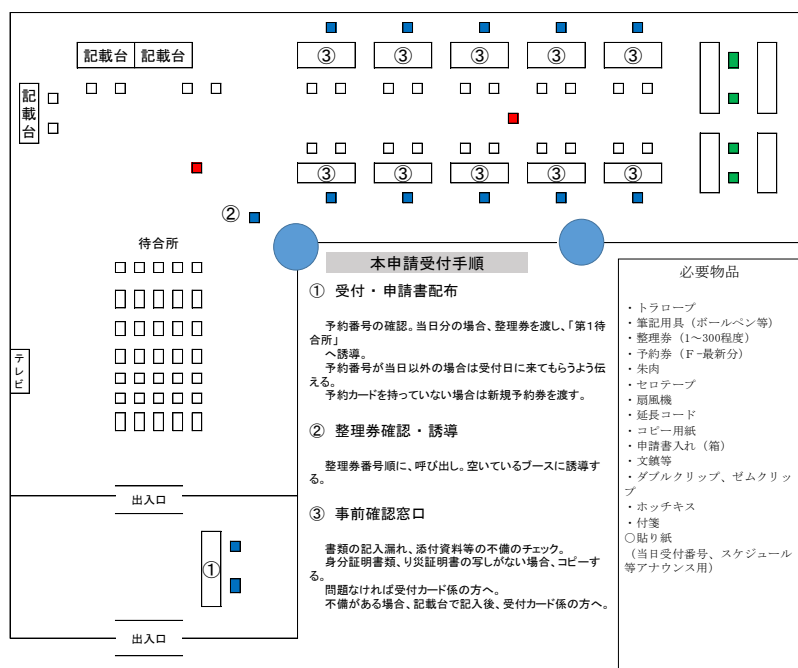
受付ブースを多く設置する必要があったため、特設会場を設けることとした。町役場庁舎を含む町有施設は全て被災しており、使用可能な施設は避難所として利用されていたため、特設会場となりうる施設は限られており、選定に苦慮した。そのなかで町文化会館ロビーが使用可能であることが分かったため、同場所を特設会場とすることとした。

### ○予約票に基づく受付日設定

り災証明書申請交付において受付開始当初に申請が殺到し混乱を招いた反省から、公費解体申請については申請が特定日に集中することを避けるため、申請書類事前配付とともに、受付予約票を発行し、予約番号ごとに申請受付日を設定した。この措置は、受付開始当初のみとし、申請が落ち着いてからは予約番号の有無にかかわらず申請を受け付けた。また、7月いっぱい土曜日及び日曜日も開庁して受付事務を行った。

### ○受付担当人員の確保

申請受付事務を町職員だけで対応することは不可能であったため、全国各地の自治体からの短期の応援派遣を受けて対応した（1日に最大20人程度）。応援職員は町内の地区名の読み方からわからない状態であったため、大字ごとに読み仮名つきでリスト化したものを用意した。



【図表3-3】申請受付特設会場（益城町文化会館ロビー）レイアウト

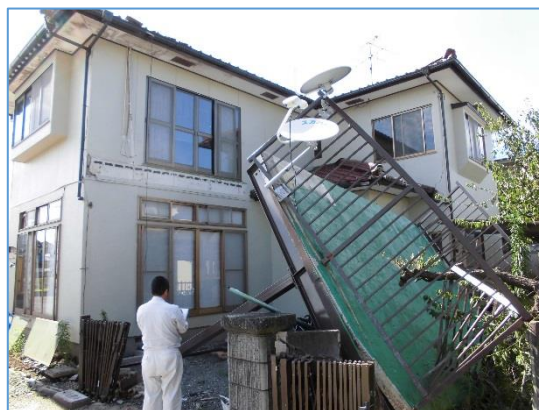
### (3) 着手準備

#### ○解体順の決定

公費解体に着手するにあたって、どのような基準に基づき優先順位を決定するかを決める必要があったが、これが一番の悩みどころであった。

近隣の市町村では受付順を原則としたところもあったようだが、益城町では、町内の広範にわたる被災状況を勘案し、幹線道路沿いに所在する家屋等や、隣地等に二次被害をもたらす可能性が高い家屋等（危険家屋等）を優先して解体に着手することとした。幹線道路沿いの家屋等を優先したのは、当該家屋等が倒壊することにより道路を塞ぎ、町民の生活や復旧工事に支障が生じることを防ぐためである。

危険家屋等か否かについては、まずは行政区嘱託員（区長）などから情報を収集した。その後は、所有者や周辺住民等からの通報を受けて、適宜、町職員が現地調査を行って優先度を判定した。台風接近時などには、所有者や近隣住民からの通報が増加する傾向にあった。



現地調査の様子

#### ○官公署への通知・届出

家屋等を解体する際に法令等に基づいて関係官公署に対して行わなければならない各種届出等のうち、次のものについて町が発注者としての立場から解体工事開始までに行った。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく実施通知については、通常時は解体工事 1 件ごとに提出しなければならないところ、公費解体については件数が大量になることに鑑み、一覧表形式での提出が認められた。

| 名称          | 根拠                                                     | 提出先        |
|-------------|--------------------------------------------------------|------------|
| 解体工事実施通知    | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条 | 熊本県知事      |
| 建物除却届       | 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）第 15 条第 1 項            | 熊本県知事      |
| 公費解体に係る情報提供 | 熊本労働基準監督署からの依頼                                         | 熊本労働基準監督署長 |

【図表 3－4】官公署への届出等一覧

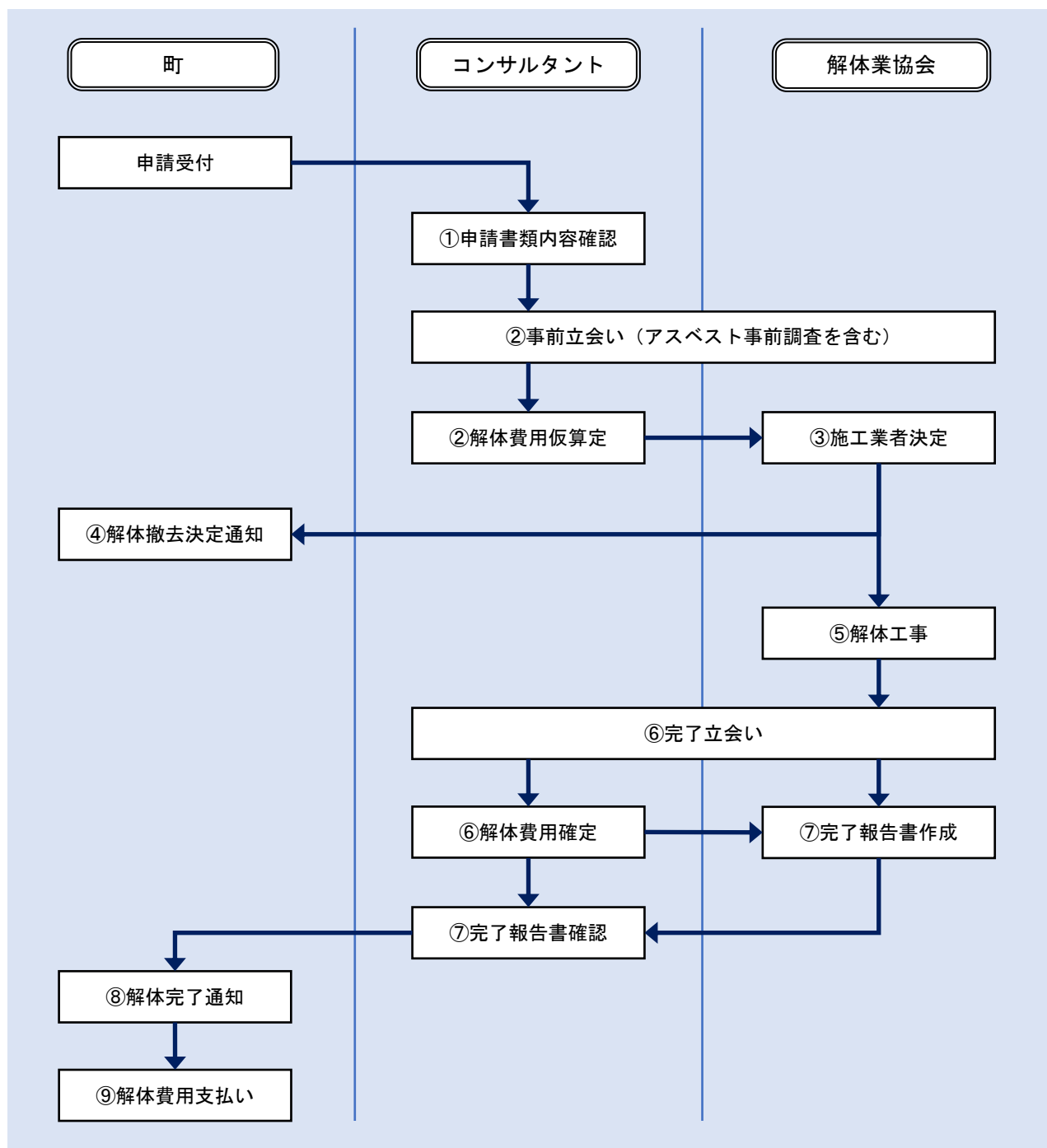
### (4) 着手

事前立会いが完了した 11 件について、平成 28 年 7 月 7 日に公費解体に着手した（7 社 11 班体制）。7 月 7 日の着手は県内自治体のなかでは 2 番目に早いものであった。

当初着手件数が少数にとどまったのは、当初から解体業者の十分な確保が困難であったこと、解体廃棄物を搬出する災害廃棄物仮置場の容量が十分に確保できていなかったため、様子を見ながら解体班数を増やさざるをえなかったことなどが原因であった。

## (5) 公費解体実施の流れ

申請を受け付けた後は、次のような流れで事業を実施した。



【図表 3－5】公費解体実施フロー

### ① 申請書類の確認

事務処理センターが、所有者等から提出された申請書類及び添付書類の内容や不足書類の有無などの確認を行った。

所有者としては解体希望家屋等に抵当権その他の担保物権が存在しないものと思っていたが、登記を確認したところ担保権者が存在していた（抹消されていなかった）という例が多数あったため、確認時点で改めて申請者に連絡し抵当権者の承諾を求めてもらう必要があった。

その後、事務処理センターが担当コンサルタント会社を決定し、その担当コンサルタント会社から申請者に対して連絡し、事前立会いの日程調整を行った。

### ② 事前立会（アスベスト事前調査）・解体費用仮算定

事前立会とは、解体着手前に現地にて、所有者（又は代理人）、県解体工事業協会担当者、担当コンサルタントが一堂に会して、解体撤去の対象となる家屋等と解体撤去しない家屋等の選別や、解体対象家屋等の測量を行うものである。

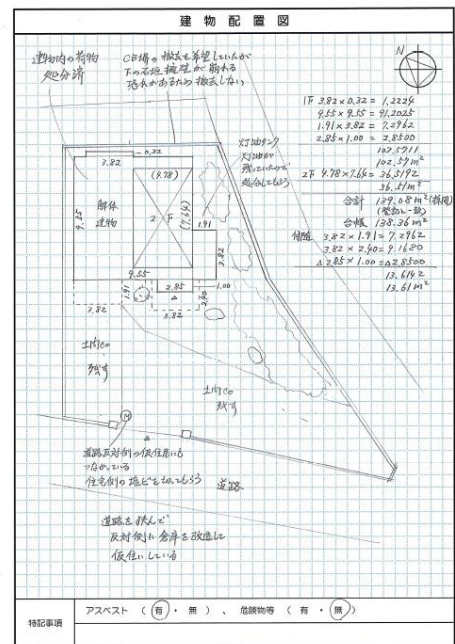
この機会に右のような図面を作成し、解体工事時に注意すべき事項（水道メーターや汚水桝の位置の確認など）や、搬入経路に支障がないか（4トン車使用の可否など）なども確認した。また、県解体工事業協会担当者（有資格者）により、アスベスト事前調査を併せて行った。この事前立会の機会に、申請書では解体希望だった建物をやっぱり残したいといったように、解体対象建物の変更があることが度々あった。

事前立会の結果を踏まえ、担当コンサルタントが当該現場に係る解体費用を仮算定した。この仮算定費用は、解体施工業者に対して選定時に伝えられた。解体費用の根拠となる面積については、公簿（不動産登記又は固定資産台帳）上のものを原則としていたが、増改築が反映されていないことが多く、未登記の家屋等（特に倉庫類）も散見されたため、実測面積を採用した例が多かった。

また、重機搬入のための経路がない場合（狭隘なため搬入が困難である場合も含む）は、搬入路を仮造成のうえ解体せざるを得なかった。このような特殊工事を要する解体については単価設定をしていなかったため、複数者見積りを徴取したうえで別途作業発注しなければならなかった。

また、重機搬入のための経路がない場合（狭隘なため搬入が困難である場合も含む）は、搬入路を仮造成のうえ解体せざるを得なかった。このような特殊工事を要する解体については単価設定をしていなかったため、複数者見積りを徴取したうえで別途作業発注しなければならなかった。

なお、費用仮算定後に申請者が翻意して解体内容が変更した場合には、事務処理センターのコンサルタントが現地に赴き、測量などを行った。



立会時に作成する図面

### ③ 解体施工業者決定（県解体工事業協会）

事前立会及び費用仮積算が完了した現場について、県解体工事業協会が担当解体業者を選定した。施工業者の指定を希望する申請者が少なからず存在した。

町内には地区全体が壊滅的な被害を受け、そのほとんどが解体対象となったような箇所が多々あったため、解体業者を各現場に割り振るにあたっては、近接する複数の解体現場を1つの業者（作業班）にまとめて割り当てるなどして、作業効率化に努めた。もっとも、

まとめて発注するよう計画していたにもかかわらず、所有者が急きょ公費解体申請を取り下げて解体業者に直接発注するなどして当該計画が白紙になることも多々あった。

また、重機搬入のための進入路整備のため、隣接地と併せて解体しなければならないような現場や、隣家に折り重なるように倒壊しているために一体的に解体せざるを得ないような現場が町内には多くあり、このような場合も1つの作業班にまとめて割り当てるようにした。

#### ④ 解体撤去決定通知書発行（町⇒申請者）

施工業者及び着工日が決まり次第、町環境衛生課から申請者に対して、決定通知書（付録資料集Ⅱ－⑦）を送付した。決定通知書には、施工業者、解体撤去着工・完了予定日などを記載した。

決定通知書に記載している着工予定日は通知時点での予定であり、前の現場の遅れや悪天候などにより延期されることもしばしばであった。

#### ⑤ 解体工事

事前立会時にコンサルタントが作成した立会い確認書に基づき、解体工事を実施した。解体棟数や建物の大きさにもよるが、一申請分の解体は概ね2週間前後で完了した。

県解体工事業協会によれば、コンサルタント作成による立会い確認書に基づき解体工事を進めるよう求めていたにもかかわらず、立会い確認書を所持せずに解体に着手していたものがあったと聞いている。この場合には、不良施工を防ぐため、立会い確認書が現場に到着するまでは解体工事を中止させていたとのことである。

#### ⑥ 完了立会い・解体費用確定

完了立会いとは、解体工事完了後概ね1か月以内に現地にて、所有者、施工した解体業者、担当コンサルタントが集まり、解体工事の施工状況を確認するものである。この立会い時に施工状況が不良であると認められた場合には、解体業者によって是正措置がとられることとなった。隣地などまとめて発注した分については、全ての解体が終了してから完了立会いの日程が設定された。

完了立会いの結果を受けて、担当コンサルタントが解体費用を本積算し、額を確定した。

#### ⑦ 完了報告書の提出（解体業者⇒県解体工事業協会⇒事務処理センター⇒町）

施工業者には、解体工事完了後速やかに完了報告書を提出することを求めた。

#### ⑧ 完了通知（解体証明）発行

完了立会い後概ね2か月以内に、町環境衛生課から申請者に対して、解体完了通知を送付した。この通知には、解体撤去した家屋等の所在地、所有者、施工業者、解体完了日を記載した。

この完了通知は解体証明書としての機能を有し、法務局の職権による滅失登記を待てない場合における滅失登記申請や、生活再建支援金申請に利用されることを想定していた。

#### ⑨ 協会への支払い

月ごとに完了した分について県解体工事業協会から請求を受け、その内容（工事内容に応じた単価が採用されているかなど）を審査・確認した後、解体費用を支払った。

全盛期には、一月あたりの完了件数が 250 件以上にのぼることもあり、内容確認には相当の時間を必要とした。

現地調査業務については、平成 28 年度は調査完了分について一括で補償コンサルタント協会に支払ったが、平成 29 年度は協会との協議により、2 回に分けて支払うこととなった。

## (6) 進捗管理

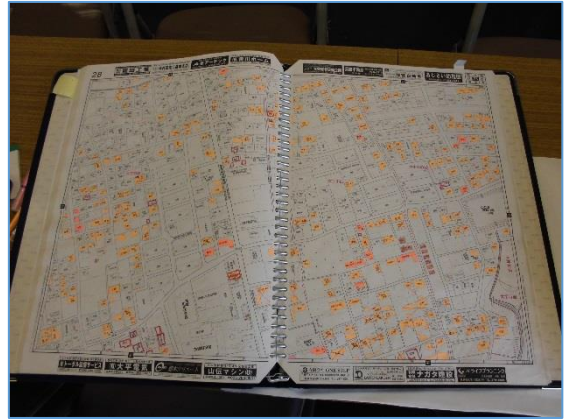
### ○地図上での管理

町内全域での損壊家屋等の解体撤去を効率的に実施するためには、地図上で申請状況や作業進捗状況を管理することが必要不可欠であった。

ICT を活用したシステム構築も考えられたが、そのための資金的・時間的余裕がなかったため、益城町では、住宅地図に申請状況及び進捗状況に応じて着色することで進捗管理をした。

これはアナログ的な方法ではあったが、結果として、ローコストでありながら一覧性に優れたものとなり、住民からの問い合わせ対応や業者配置検討の際に非常に有用であった。

事業終了後も、解体証明書発行など公費解体情報を素早く参照するため利用価値が高いものである。



進捗管理用地図情報

### ○工程会議

益城町では、県解体工事業協会及び事務処理センター（コンサルタント）が環境衛生課内に常駐していたため、日ごろから顔を合わせ、意思疎通が図れる状態ではあった。中盤からは、解体の進捗状況その他現状を確認し、それぞれがかかえる支障について知恵を出し合うため、町担当者、県解体工事業協会益城町担当者、事務処理センターの三者で週 1 回のペースで連絡会議を行うこととした。

この工程会議を実施することにより、役場、県解体工事業協会、コンサルタントの協力関係をより強固なものとすることができた。

## (7) 解体着手前の主な出来事

### ○解体着手前の多くの問い合わせ

公費解体の着手前や着手当初は、申請者からの解体順に関する問い合わせや、危険家屋の隣家居住者からの問い合わせなどで、課に設置された電話が一日中鳴り響いていた。

解体すべき危険家屋が町内に残存している時期には、「隣家が倒れてきたら、町は責任を取るのか？」といった趣旨の問い合わせが多かった。その都度、建物所有者に危険を除去する責任があることを丁寧に説明したうえで、弁護士会等の法律相談を案内した。

解体順については、順番付けの方法や公表の是非について課内で検討を重ねたものの、具体的な解体順を示すことはできなかった。町ホームページなどで事前立会から解体までの大まかな流れを解説するなど情報提供に努めながら、各地区の解体申請件数の多寡に応じて解体班を割り振り、特定の地域に偏らないように解体を遂行した。

## ○作業班割当て後の申請取下げ

「自費解体に切り替えたい」「やっぱり解体ではなく修理して住み続けたい」というような事情により申請を取り下げることが多かったが、事前立会い後に取り下げられる例もあった。事前立会い実施の時点で、コンサルタントへの費用支払義務は発生していたが、取下げ自体は申請者の自由であるため、取下げを認めざるを得なかった。

そこで、このような支出を最小限に抑えるため、自費解体や修理に切り替えた場合には速やかに役場に連絡するようにホームページなどを通じて広報した。

## (8) 解体実施中の主な出来事

### ○内部残置物の取扱い

公費解体を実施するうえでしばしば問題となったのが内部残置物（解体対象家屋等の内部に残存している家財道具や家庭ごみなど）であった。

内部残置物の片付け・撤去については、県に確認したところ、公費解体に関する各種単価には含まれていないとのことだったため、基本的には、所有者の責任において片付け・撤去をお願いした。しかし、応急危険度判定で「危険」判定だったり、そもそも倒壊してしまっていたりして立ち入ることができないなど、所有者が片付けできない状態であった家屋等が町内に多数存在したため、所有者による片づけを強く求めることは不可能であった。一方で、解体着手のため業者が立ち入ったところ、内部残置物が大量にあり、その撤去だけで1週間以上の期間を要したことがあるなど、内部残置物は明らかに公費解体のスムーズな執行の支障となっていた。

そこで、町としては、一日でも早い公費解体完了のためにできる限りの協力をお願いすることとした。所有者は、ボランティアなどを活用して片付けを行った（町内で活動している複数のボランティア団体を窓口で紹介した。）。また、所有者の中には、公費解体施工業者との間で個別に契約（有償）をしたうえで片づけを委託した方もいたようである。

それでも内部残置物が多く解体に支障が生じるような場合には、業者に対して、町による事前確認及びクリーンセンター伝票による搬入回数確認などで諸条件を確認したうえで内部残置物要対応物件向けの単価を適用することとした。

ただし、業務用の資材（建材など）については、災害廃棄物に該当しないため、公費解体での撤去の対象からは除外した。

### ○アスベスト対応

熊本地震で被災した家屋等を解体するにあたっては、石綿含有建材（レベル1（吹付け石綿）、レベル2（石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材）、レベル3（石綿含有形成板等））に関する各種規定を遵守しながら注意深く行う必要があった。解体対象の家屋等は築年数が古いものがほとんどであったため、少なくともレベル3建材が認められた（またはレベル3とみなされた）。

法令で定められている事前調査は、事前立会時に調査資格を有する県解体工事業協会担当者が行い、その結果についてはその都度、町に報告があった。

公費解体・撤去のお知らせ

**公費解体を申し込まれた皆様へ**

◆解体撤去に必要な準備◆

電気・ガス・水道・浄化槽維持管理などの停止手続き、浄化槽汚泥、し尿のくみ取りなどの手続きは、解体工事着工前に済ませておください。

解体家屋の中にある廃棄物（可燃物、不燃物、プラスチック製品など）や貴重品など必要な家財は、できる限り回収しておいてください。特に貴重のごみ出しで出すことができるものは事前に片づけをお願いします。

回収した廃棄物は地域の収集場所に出すなどの適正な処分をお願いします。

※貴重のごみは火災に焼くことによる被害、解体工事期間が長くなることなどが予想されますので、できる限りのご協力をお願いします。

※家屋内部残置物の撤出にあたっては、安全に十分注意して作業されてください。

※解体時に回収できない主なもの：タイヤ、消火器、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、ブラウン管テレビ

「家屋が倒壊」「倒壊の恐れがある」ため事前に回収ができない場合

解体中、解体業者ができる限りの貴重品などを回収しますので、事前立会いの際にお渡しします「貴重品・古い物の品目収容リスト」の記入をお願いします。

※ご希望に添えない場合がございますので、ご了承ください。

◆ご近所の方々への周知◆

家屋等の解体は、騒音や振動を伴った大掛かりな工事となります。

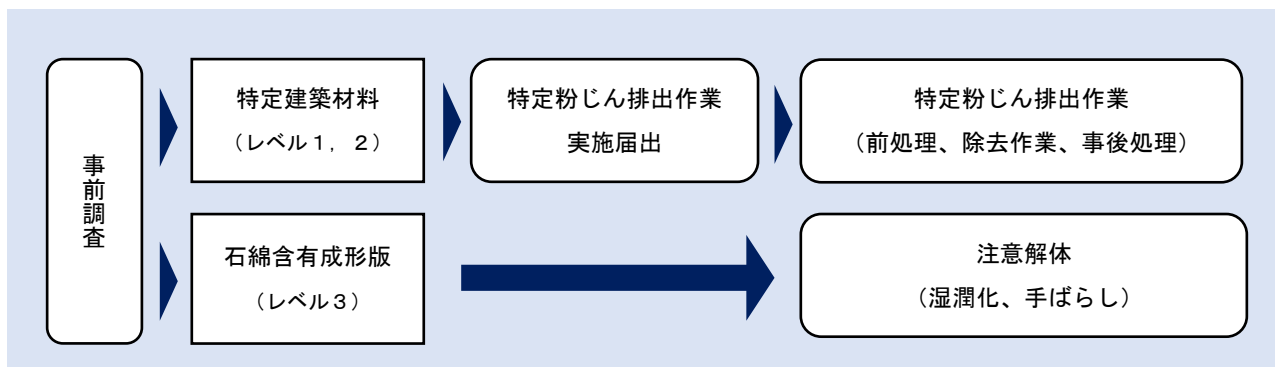
工事着手にあたっては、近隣の住民の方へ、前もって「解体工事が始まる」ということを、周知されご理解いただきますようお願いいたします。

一日も早い復旧復興のため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ先・・・役場環境衛生課 西289-8077

公費解体事前立会時の配付物

益城町の公費解体では、レベル1の建材があったために特定粉じん排出等作業として除去作業を実施した例が2件あった。その両方とも、公費解体施工業者によりアスベスト除去作業も行った（別途見積を徴取）。



【図表3-6】石綿含有建材除去作業の一般的な流れ

### ○地下埋設物への対応

災害等廃棄物事業費補助金では、「地上部分及びそれに相当する部分の解体工事費（地上部分の解体と一体的に工事が行われるものは対象とする）」とされた。また、地下埋設物を撤去することにより、土留め機能が喪失、又は覆土工事を伴うなど公費解体の範疇を超えた作業を求められることも想定された。そのため、地下埋設物については基本的には対象外とし、基礎撤去工事などに伴い必然的に除去せざるを得ない状況にあるものに限り対象とすることとした。

問い合わせが多数あったのが、浄化槽に関する取扱いである。益城町の下水道普及率は約9割に上るが、下水道併用開始前に使用していた浄化槽が地中に多数残存していたため、この機会に併せて処分したいというニーズがあったものと思われる。浄化槽については、建物基礎に密接し、基礎を撤去することにより一体的に撤去せざるを得ない状態のものに限り対象とし、それ以外の浄化槽については対象外とした。

また、地中梁があるなどして建物基礎が通常よりも厚いものについては、個別事情に応じて対象か否かを判断していった（地下水位が高いなどにより地盤が軟弱な地域ほど、基礎が通常よりも頑丈に作られていた。）。中には、解体した家屋の前に築造されていた建物の基礎の一部や栗石がそのまま残っている場合もあり、この場合には一体的な撤去ができないものとして対象外とした。

### ○思い出の品・貴重品

解体家屋等に思い出の品や貴重品が残っている場合には、事前立会い時に所有者等にリストを作成してもらい、解体時に可能な限り取り出し、所有者に引き渡すこととした。

解体撤去時に所有者不明の思い出の品や貴重品が発見された場合には警察に届け出ることとしていたが、益城町では実際に警察に届け出た例はなかった。これは、津波で家屋ごとあらゆるものが押し流された東日本大震災と異なり、熊本地震では倒壊した家屋ごと家財も敷地内に残っており、当該敷地内から発見されたものは家屋所有者のものであることを推定することが容易であったためと考えられる。

### ○解体現場から発見された不発弾らしきもの

公費解体全盛時、解体現場作業員から解体家屋から不発弾が発見された旨の連絡があっ

た。県解体工事業協会担当者とともに役場職員が現場に急行したところ、確かに不発弾らしきものが現場にあった。警察にも連絡したうえで、自衛隊にも出動を要請しなければならないかと思っていた矢先、協会担当者から所有者に連絡したところ、自宅の床の間に弾頭のレプリカを置いていたこと、その弾頭の中身はコンクリートであるとのことであった。念のため、警察・自衛隊により確認したところ確かに不発弾ではなかった。

解体家屋等からは思い出の品や貴重品だけではなく、種々様々なものが発見されることがあるということを思い知った事案だった。

### ○解体現場での近隣住家とのトラブル

町内各所で解体工事を施工するにあたって、近隣住民とのトラブル発生は避けては通れなかった。

まずは、解体工事に伴う震動である。解体工事には、一定程度の震動は伴うものであるが、近隣住民からの震動に関する苦情が寄せられることがあった。震度7を短期間に2度、さらにそれに続く多数の余震を経験した住民にとっては、工事に伴う振動は非常に不快なものとなっていたものと思われる。公費解体施工業者に対しては、震動が発生する作業を実施する際に近隣に配慮することはもちろんのこと、近隣住民の方への事前のあいさつや説明を徹底するよう指示をした。

次に、不良な施工方法によるトラブルである。シートなどで養生すべきであったにもかかわらず養生していなかったために、落下した廃棄物によって隣家の壁を傷つけてしまったり、重機作業中のミスにより隣家の塀を損傷させたりするなどのトラブルが多数発生した。台風来襲時に、養生が不十分であったために近隣家屋に瓦等の廃棄物が飛来し損傷させるというトラブルもあった。このような情報が役場に届き次第、職員が現地確認を行い、その損傷が施工業者の責めに帰すべきものであることが周辺状況などから明らかである場合には、施工業者に補修など対応を指示した。

このような類のトラブルは、まずは解体対象建物の所有者又は近隣住民と施工業者（主に下請け業者）とだけで解決しようとする例が多く、元請け業者も把握していないことが多々あった。そして、そのような場合は往々にして、話がこじれてから役場に情報が届くことが多く、解決に時間がかかった。そのため、県解体工事業協会を通じて各業者に対して、公費解体現場でトラブルが発生した場合にはどんなに小さなことであっても、元請け業者及び県解体工事業協会を通じて速やかに役場に報告するよう指示した。

### ○解体業者からの参入希望の電話

事業期間中には、解体業者らしき者からの参入希望の電話が多くかかってきた。しかし、益城町においては県解体工事業協会に発注管理業務を委託していたため、参入を希望する業者に対しては同協会を紹介するにとどめた。

### ○多重下請によるトラブル

解体工事に従事する班が増加するに従い、下請け代金未払いなど多重下請が原因と思われるトラブルが多発した。例えば、5次下請けと称する業者から、町環境衛生課に代金未払いである旨の相談があったため、県解体工事業協会及び元請け業者に確認したところ、そもそも元請けも5次下請けまで至っていることを認識していないため詳細が分からないというようなこともあった。

多重下請に伴うトラブルについては、基本的には県解体工事業協会に委ねるところであ

ったが、町としても元請け業者に施工管理を徹底させるため、毎月、請負体制調査を行い、下請け業者の有無及び名称や二次下請けの有無及び名称、解体関係許可等の具備などを確認することとした。

### ○路上落下物の多発

町内各所での解体工事件数が増えるに従い、解体工事で発生したと思われる木くずやコンクリート片などの路上落下物の通報が頻発した。中には、釘などの鋭利なものがついたままになっている角材など、人や通行車両に危険を及ぼすものもあった。時には、畳や布団などの大型のものまであった。特に、仮置場への搬入コース上で頻発していた。

路上落下物が発生する主な原因は、運搬車両が飛散防止措置をとっていないこと、過積載の多発、さらには道路が損傷し凸凹であったにもかかわらず速度を落とさずに通過してしまうことにあった。

解体業者に対して適切な措置を講じるよう周知するとともに、路上落下物への対応は通常は道路管理者が行うものであるが、公費解体担当課としても一日に複数回パトロールを実施して、その除去に努めた。自費解体が概ね終了した時期からは件数も減っていったが、それでもゼロにはならなかったため、県解体工事業協会が主体となって落下物パトロールを週2回程度実施することとした。



飛散防止措置が不十分な運搬車両

### ○不法投棄の増加

損壊家屋等の解体撤去を実施していた期間は、解体により生じたと思われる廃棄物の不法投棄が平常時よりも増加した。

投棄されたものは、木くず、畳、瓦、家電（ブラウン管テレビなど）、解体残さなどが多かった。交通量の少ない道路沿いや山林など、平常時から不法投棄が発生しやすい場所で発生していた。

このような不法投棄事案については、県（保健所）や警察など関係機関と共同してパトロールをするとともに、県産業資源循環協会や県解体工事業協会がボランティアで回収するなどした。



不法投棄（廃瓦）

### ○解体現場からの地下水湧出

益城町の住宅地のうち、秋津川沿いの地域では、自噴する地下水を生活に利用するなど、地震前から地下水位が高い状態であった。それが熊本地震によって地下水脈が変動するなどして、それまで地下水が湧出していなかった場所から新たに湧出し始めるという現象が多数発生していた。

解体現場においても、建物基礎コンクリートを除去したところ、地下水が湧出し始めたことがあった。そのような現場については、所有者等の承諾を得たうえで、可



基礎の下から湧水した地下水

能な限り廃棄物の搬出を行ったが、湧出を止める抜本的な手立てを講じることまではできなかった。

### ○PCB含有廃棄物の取扱い

病院の解体現場から、PCBを含む可能性がある変圧器（トランス）が複数見つかったとの連絡が解体施工業者から町役場に寄せられたことがあった。

管轄保健所に連絡したうえで、町職員及び県解体工事業協会担当が現場確認に赴いたところ、銘板だけではPCB含有の有無を判別することはできなかった。また、PCB特別措置法に基づく保管状況の届出もなされていなかった。

管轄保健所の指導のもと、建物所有者から検査機関への分析を依頼してもらったところ、見つかった変圧器のうち一部がPCB廃棄物に該当すると判明した。PCB廃棄物に該当した変圧器については、所有者の責任において適正に処理してもらうこととし、PCB廃棄物に該当しないものについては解体業者によって一次仮置場へ搬出した。



見つかった変圧器

### ○各インフラ復旧事業との関係

地震により家屋が損壊するとともに、各インフラ（道路・上下水道）についても甚大な被害を受け、速やかに復旧工事に着手する必要があった。しかし、町内は狭隘な道路が多く、工事により道路を通行止めにするれば解体現場へ運搬車両や重機を搬入できなくなるため、公費解体と各インフラ復旧工事を同一地区で同時進行することはできなかった。そのため、環境衛生課と各インフラ復旧工事担当課との間でそれぞれの情報を共有し、工事が同一地域で重複しないよう配慮した。

### ○連絡不通になる申請者

公費解体を実施するにあたっては、折に触れ、申請者に連絡する必要があったが（申請書類追完依頼、事前立会い日程調整、解体着手日程調整、完了立会い日程調整など）、申請書に記載されていた連絡先に連絡したところ、つながらない事例が時々あった。この場合には、被災者台帳システムなどを利用して他の連絡先を検索したり、文書を送付又は訪問したりするなどして新たな連絡先を調査しなければならなかった。記載されていた連絡先が固定電話の番号である場合には、解体前準備で電話線を切断するなどして不通となる例があった。

このような事務的な手間を削減するため、申請書に複数の連絡先（特に携帯電話番号）を記載してもらうべきであった。

### ○完了立会いでのトラブル

解体工事完了後には施工完了の状態を確認するため、申請者、コンサルタント会社、解体施工業者（元請）の三者で現地立会いを再度実施した。その際、施工結果が不良である場合には解体業者に是正を求めるという流れをとった。

整地状況について不満を示す住民が少なからずいたが、通常時の建物解体とは異なり、公費解体ではあくまで廃棄物処理が基本であるため、理解を求めた。

## (9) 解体完了後の主な出来事

### ○解体後のトラブル

完了立会い時には判明しなかったが、公費解体を完了した土地で新たに住宅を建設しようとした際に、地中から基礎の残骸が掘り出されたのでどうにかしてほしいとの通報が複数あった。そのような通報があった場合には、職員が現地を確認したうえで、元請業者に事実確認を行った。本来解体工事での除去すべきものであった場合には、元請業者に対して回収撤去を指示した。元請業者によっては、実際に施工にあたった下請業者を呼び戻して、回収作業を命じたところもあった。

このような問い合わせは、自費解体で家屋等を解体した現場についてもあったが、そちらについては町として何らかの措置を行うことはできないため、施工業者に対して是正を求めるようアドバイスすることや消費生活相談窓口を紹介するにとどまった。

公費解体終了後数年間は同様の問い合わせがある可能性があるため、施工業者や施工内容などの記録はとても重要である。

### ○申請されていない損壊家屋等への対応

公費解体は、家屋等の所有者等からの申請に基づき実施するものであるため、申請されなければ解体撤去をすることはできない。そのため、周辺住民が危険性を指摘し解体を要望したとしても、その所有者が解体を申請しなければ着手することはできなかった。

周辺住民等から解体の要望があるにもかかわらず所有者からの申請がない家屋等については、所有者に対して申請の意思を確認した。所有者の所在又は連絡先が不明である場合には、登記情報や区長などの地域ネットワークを駆使し、または被災者台帳システムを活用して、連絡先を調査して所有者に接触することとした。接触することができた所有者のなかには申請に至ったものもいる一方、申請を拒むものもいた。周辺住民が危険性を指摘する家屋があったとしても、当該家屋が一部損壊判定であったため、そもそも公費解体として取り扱うことができない事例もあった。

### ○解体後の敷地管理について

解体後の更地となった敷地のなかには、管理が行き届かず、草木が生い茂っている箇所が町内各所にあったため、近隣住民からの町への苦情の原因となった。

民有地の管理については所有者に責任があるのが原則であり、本来は行政機関が行うべき性質のものではない。しかし、益城町役場では、地震前から、同種の苦情があった場合、土地所有者に対して「敷地の適正管理のお願い」と称する通知文を送付していたため、解体後の敷地についても同様の対応を行った。また、地震との因果関係は不明であるが、地震翌年度の平成 29 年度の夏から秋にかけては、スズメバチの巣に関する苦情・申し出が例年よりも増加した。

## (10) 公費解体の終了

### ○町一次仮置場の閉鎖及びその後の対応

公費解体着手時には、「発災後 2 年以内の完了」を目標として掲げていたが、作業班数の確保や解体残さの受入基準緩和などによる工期の短縮などが功を奏し、平成 29 年 10 月末までには概ね公費解体を完了することができたため（およそ 99 パーセント）、費用対効果を勘案し、町一次仮置場は 10 月 31 日をもって閉鎖した。

平成 29 年 11 月以降に着手した公費解体で発生した廃棄物については、解体現場から県

二次仮置場に直接搬入することが認められた。平成30年1月31日に県二次仮置場の受入が終了した後は、近距離に所在する民間処分場に直接搬入した。

### ○解体保留希望者への働きかけ

終盤では、解体未着工となっているものは「家又は小屋を建築するまで解体を待つてほしい」というものや「解体か修繕で家族の意見が一致しないので、しばらく待つてほしい」といった申請者の事情による保留案件のみとなった。このような案件を放置しておくといつまでも公費解体を終了することができないため、積極的に申請者と重ねて連絡を取り、状況を確認するとともに、早期の決断を促した。

「修理して現在の家に住むか、解体して新しい家を建てるか」という選択を迫られ、なかなか決断できない申請者に対しては、庁舎内の「住まい確保の相談窓口」を案内するなど、他課と協力して丁寧なフォローを行った。また、都市計画事業などの他の公共事業との兼ね合いで解体を保留している申請者に対しては、事業担当課と共同して交渉に当たり、過不足のない情報提供に努めた。

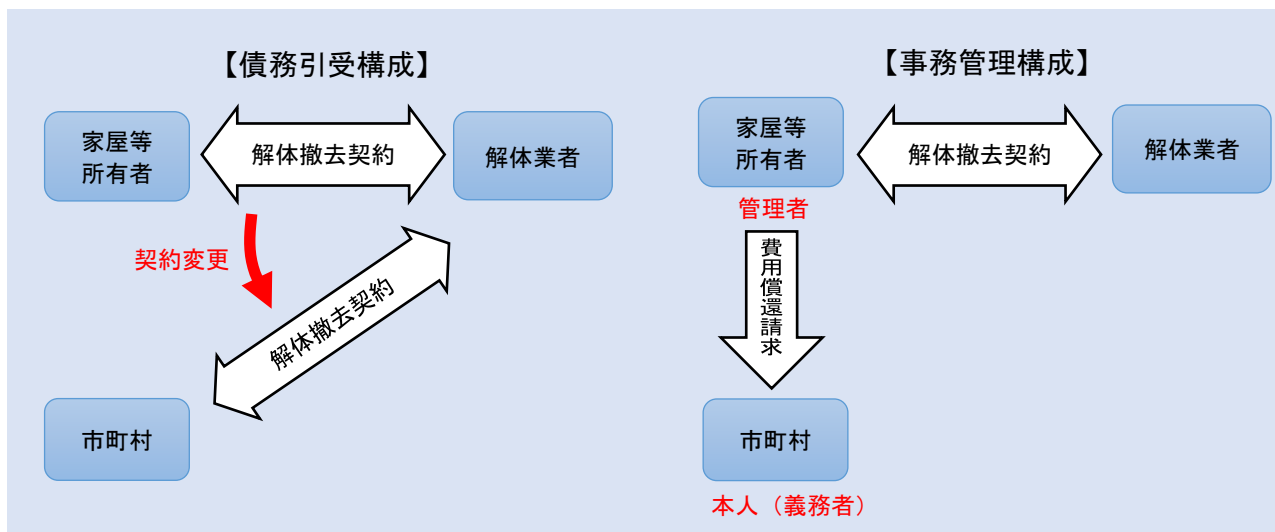
### 3 自費解体

#### (1) 事前準備

先に記したとおり、熊本地震においては、既に所有者等が自主的に撤去した場合においても、市町村が特に必要として災害等廃棄物処理事業に該当するものであると判断したもののについては、国庫補助の対象とされた。

#### ○法律構成

東日本大震災では、所有者と施工業者との間の契約を市町村と施工業者との間の契約に変更することにより（債務引受構成）、費用を償還していたとのことであったが、熊本地震においては、国から事務管理（民法第 702 条第 1 項）に基づく法律構成が示された（事務管理構成）<sup>2</sup>。



【図表 3-7】所有者が先行して解体撤去した場合に市町村が費用を補助するための法律構成

事務管理構成は、事務管理が本来適用される事案と今回の事案がかい離しており本当に適用できるのかという疑問や、公法上の関係に私法上の規定をそのまま適用することに対する違和感など種々の疑義はあったものの、債務引受構成を採った場合、解体費用が基準額を大幅に超えているような場合であっても、市町村が債務者として、全額について解体業者に支払うべき法的義務を負うこととなるという国からの助言があったため、益城町では事務管理構成のみを採用することとした。

#### ○費用償還のための要件

熊本地震により半壊以上の被害を受けたことなど、基本的には公費解体の要件を踏襲したが、公費解体との役割を区別するため、「二次被害の危険性が高く、緊急的に解体撤去しなければならない状態であった」ことを要件とし、「平成 28 年 7 月 31 日までに契約されたものに限る」こととした。平成 28 年 7 月 31 日までの契約に限ったのは、自費解体が認められるのは原則として公費解体の申請受付が始まる前までに契約したものであるという国の見解が示されていたところ、当町の被害規模などに鑑み、平成 28 年 6 月 15 日の公費

<sup>2</sup> 平成 28 年 6 月 17 日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課事務連絡「平成 28 年熊本地震に係る災害廃棄物処理事業において、既に所有者等によって損壊家屋等の解体・撤去を行った場合の費用の償還に関する手続について（周知）」

解体受付開始後も若干の猶予をもたせたためである。

また、償還金額については、公費解体で使用する基準及び単価に基づき積算した額と、所有者等と業者との間の契約に係る請求（領収）額とのいずれか低い方を決定額とすることとした。その他費用の積算の考え方には、公費解体に合わせた。

申請書には、解体業者に対して費用が支払い済みであることを確認するため、領収証の添付を求めた。未払いである場合には、申請時点では請求書の添付のみで対応し、決定時にも追完されない場合には、決定通知と併せて誓約書（業者に対して支払ったのちに領収証を提出する旨など）を送付し、その提出をもって償還することとした。

解体で発生した廃材を産業廃棄物として処分している場合については、かかった処分費についても償還の対象とすることとし、申請時にマニフェスト（産業廃棄物管理票）E票の提出を求めた。

### ○実施要綱・申請書各種様式の作成

実施要綱（付録資料集Ⅲ－①）や申請書各種様式（付録資料集Ⅲ－②～⑥）を作成するにあたっては、国・県から提示された様式例とともに、宮城県大崎市からの提供を受けた資料を参考にして作成した。

#### (2) 受付

自費解体による費用償還申請については、平成 28 年 7 月 20 日から受け付けることとし、町ホームページや新聞折り込みなどで住民に対して周知を行った。受付会場を課内に設け、特定日への集中を避けるために、受付開始当初は、地区ごとに受付日を振り分けて対応した。

また、公費解体と同様、全国各地の自治体からの応援派遣を受けて対応した。

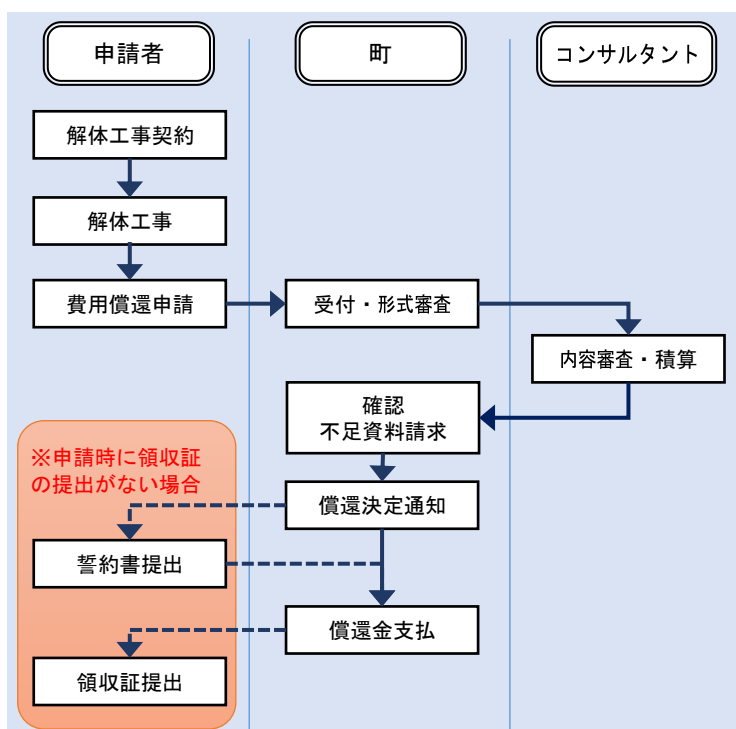
#### (3) 作業フロー

益城町における自費解体作業フローは、右図のとおりである。

申請受付時に、必要書類が添付されているかを確認したうえで、固定資産台帳情報などを付して、コンサルタント（この業務は公費解体事務処理センター業務委託に含めた）に積算を依頼した。

コンサルタントは、申請書類及びその他付属書類から内容を審査し、町が準備した計算シート（付録資料集Ⅲ－⑦）を使用して償還額の積算を行った。

コンサルタントから積算結果を受領した後、町で確認を行った。確認が終了したものから随時、決定通知を発送した。申請時に領収証が添付されているものについては、決定通知



【図表 3－8】自費解体作業フロー

書に記載した日付で償還金を指定口座に振り込んだ。一方、領収証が添付されていなかったものについては、決定通知とともに誓約書を同封し、誓約書の提出を待って償還金を指定口座に振り込んだ。

#### (4) 事業実施にあたっての様々な出来事

##### ○単価の公開の是非

自費解体の償還額の基礎となる各種単価を公開するか否かは、そもそも検討対象であった。単価を公表することで、市場価格に委ねれば本来安価に施工できるはずの解体工事費用を単価ベースに引き上げるなどして市場原理を歪めかねないと危惧したためである。

しかし、被災した住民にとっては、解体工事を直接発注した経験は乏しく、それに関する知識は皆無に等しい状態であったため、発災当初から熊本県内で不当に高額な費用を請求された事案が発生するなど、消費生活トラブルの温床となりかねない状態であった（消費生活トラブル注意報第52号参照）。そこで、費用のつり上げを防止するために、費用の目安として「標準単価」という形で木造建物に係る解体費及び運搬費（2トン車で往復10km運搬した場合）、RC造建物に係る解体費及び運搬費（2トン車で往復10km運搬した場合）を町ホームページや窓口で公表することとした。

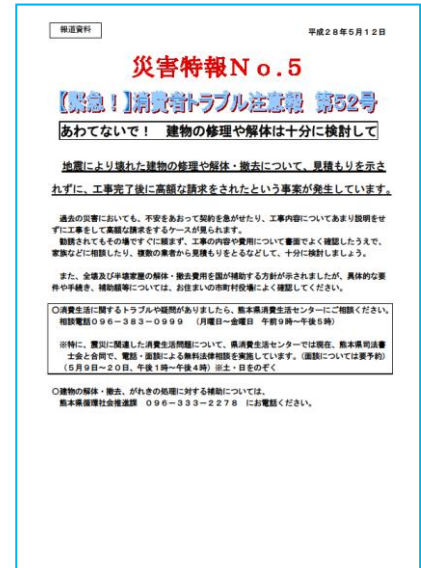
もっとも、自費解体の価格設定は、あくまで所有者と解体業者との間の自由意思に基づく契約によるべきであり、解体業者のこれまでの実績に裏付けられた適正な見積もりが第一であるというスタンスは維持し、その他の単価（鉄骨造単価やコンクリートブロック塀単価など）については最後まで公表しなかった。

この措置については評価が分かれるところであろうが、実際のところ、単価を公表していたものについては、ほとんどが公表した標準単価に合わせた見積もりがされており（例えば、立派な梁が何本も連なっているような農家木造住宅であっても、簡素なつくりの木造小屋であっても、同じように7,862円/㎡を使用して見積もられていた。）、平常時の解体工事にみられるような通常の見積もり（解体の難易度に応じた人件費や重機使用費などの積算）がされている例は極わずかであった。役場に対して見積もりの方法を尋ねる業者すらも存在した。また、非公表の解体単価を公表するよう主張する業者も存在した。

一方、公表していないことにより、自己負担発生を招いたものもあった。町ホームページで運搬費の標準単価を「2t車往復10km 1,690円」と記載していたところ、4t車を使用していたり、廃棄物搬出先までの往復距離が10kmに至らなかったりするにもかかわらず、一律で単価1,690円を使用した業者が多かった。後に業者に聴取したところ、「1,690円までは必ず償還される」という勘違いがあったことが主な原因であったようである。また、鉄骨造建物の解体費について詳細を公表していなかったため、重量鉄骨造建物の解体にRC造建物解体費単価を使用していた例もあった。

##### ○「公費解体」と「自費解体」の混同

再三の注意喚起にもかかわらず、自費解体を自己負担全くなしで実施することができるという勘違いが多数あった。また、「公費解体」と「自費解体」を混同している住民も多数



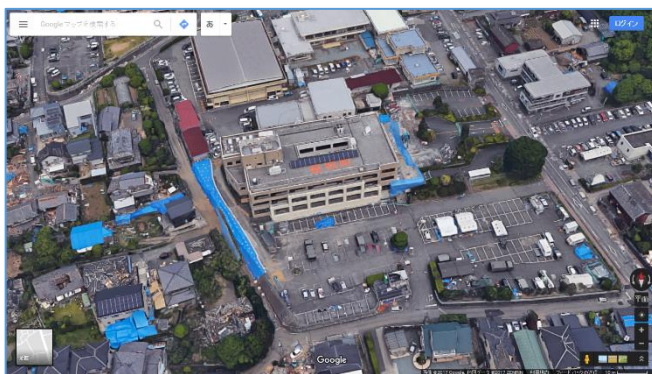
消費生活トラブル注意報第52号（平成28年5月12日県消費生活課発行）

おり、自費で解体していたにもかかわらず、公費解体申請を取り下げないままに放置し、公費解体の事前立会いの日程調整時に発覚することが多数あった。また、所有者が公費解体手続きと自費解体を並行して進めていたため、公費解体の着工日に解体業者が現場に赴いたところ、所有者が別に発注した解体業者とぼったり出くわすということすらあった。

### ○解体された家屋等の特定

解体前に所有者立会いのうえで解体対象建物を確認することができる公費解体と異なり、自費解体は解体後の申請であったため、そもそも解体した建物がどれかを確認する必要があった。そのために、申請書には建物配置図と写真（施工前、施工中、施工後のもの）の添付を求めている。しかし、建物配置図が手書きのラフなものが多かったり、写真についても解体した建物の全てが写っていなかったりするなど、敷地内のどの建物が解体されたのかを特定することが困難なことが多々あった。

その際は、インターネット上の地図サイト（Google マップや地理院地図など）の衛星写真（地震発生直後のもの）を閲覧したり、現地確認を行ったりして、提出された写真等と照合し、解体された建物を特定した。特に Google マップの衛星写真（3D表示）とストリートビューは、震災直後の状態をつぶさに確認できる点で大変役に立った。また、被災者台帳システムが稼働し始めてからは、当該システムも活用した。



Google マップ 3D 表示の例

### ○自費解体で発生した廃棄物と仮置場

自費解体によって発生した廃棄物は、「事業活動に伴って生じたもの」である点で産業廃棄物に該当する一方、熊本地震により損壊した家屋等に由来するものである点では災害廃棄物（一般廃棄物）にも該当する。

当初、町が設置した災害廃棄物仮置場が混雑していたため、公費解体に伴い生じた廃棄物に限って仮置場で受け入れ、それ以外の解体に伴って生じた廃棄物は民間処理事業者へ直接搬出するよう案内していた。しかし、県内各地から災害廃棄物の排出が続くなかで民間処理事業者はどこも受入可能限度量に近い状態であったようで、自費解体施工業者から搬出先がないという相談・苦情が役場に頻繁に寄せられていた。そこで、仮置場での受入体制が整ったのちに自費解体に伴う廃棄物も受入れを開始したが、その後も民間処理事業者へ搬出する業者も一定程度存在した。

### ○提出書類としてのマニフェスト伝票

マニフェスト（産業廃棄物管理票）とは、産業廃棄物の委託処理における排出事業者責任の明確化と不法投棄の未然防止を目的として、排出事業者が廃棄物の処理を他人に委託する場合に、産業廃棄物の名称、運搬業者名、処分業者名、取扱い上の注意事項などを記載したうえで交付するものである。

町の通常業務として産業廃棄物を取り扱うことがほとんどなかったため、「そもそもマニフェストとは何か」といった初歩的なところから知識がない状態であった。災害廃棄物担当職員は、日ごろから廃棄物全般（一般廃棄物・産業廃棄物）に関する基礎知識を習得し

ておくべきであると痛感している。

自費解体で発生した廃棄物を産業廃棄物として処分した場合でも、運搬費及び処分費を償還対象とした。その場合、申請時にマニフェスト伝票の写しを添付するよう求めていたところ、受付開始当初は添付すべき伝票の種類を明示していなかったため、A票のみで受け付けた例もあった。しかし、A票のみでは適正に処分されたかどうかはわからないことが後に判明したため、途中からE票の提出まで求めることとした。そのため、E票以外で受け付けていた申請については、審査段階で追加提出を求める必要があった。

E票まで求めることにはなったが、最終処分まで完了しないと排出事業者の手元には戻ってこないため、申請時点でE票までそろえることは難しいという意見が申請者から寄せられた。そのため、受付ではその時点で事業者の手元にある最後列のものの写しを求め、E票が業者のもとに戻り次第、その写しを提出するように求めることとした。

### ○積算根拠となる「延べ床面積」の認定

各費用は1㎡あたりの単価を基礎とするものであるため、償還額を積算するに当たっては、解体した家屋等の延べ床面積を認定する必要があった。

原則として、固定資産台帳や不動産登記情報のような公的データ記載の延べ床面積を使用することとしたが、増築後の変更登記がされていないなどの理由により公的データと異なる例や、農業用倉庫など公的な面積データが存在しない例がかなり多く存在したため、延べ床面積の認定には大変苦慮した。

根拠となる公的データが存在しない場合には、実測面積の根拠となる者（図面等）の提出があった場合には実測面積を採用し、それ以外の場合には公的データの数値を採用することとした。

### ○運搬距離の認定

運搬費算出のため、解体現場から搬出先への運搬距離を認定する必要があった。

発生廃棄物の全てを町設置の災害廃棄物仮置場へ搬出した場合、インターネット上の地図を使って、トラックが通行できる路線を使用したうえで最短距離となるルートを検索して距離を認定した。ただし、町内には地震の影響で通行止めや2トン車以上通行禁止となった道路や橋が存在したため、それを考慮した搬出入ルートを検索することとした。

複数の民間処理事業者へ搬出している場合には、解体現場と各処理事業者との距離を導き出したのち、マニフェスト伝票から算出した処理事業者ごとの搬出入回数に基づき加重平均をして運搬距離を算出した。

|      | 処分場 A | 処分場 B | 処分場 C | 処分場 D |                                                                                       | 認定運搬距離 |
|------|-------|-------|-------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 往復距離 | 10km  | 6km   | 50km  | 10km  |  | 10km   |
| 搬出回数 | 10回   | 20回   | 2回    | 6回    |                                                                                       |        |

【図表 3-9】搬出処分先が複数ある場合の運搬距離認定方法例

### ○使用運搬車両の特定

運搬費は使用する運搬車両の大きさ（2トン車、4トン車、10トン車）によって単価が変動するため、使用した運搬車両の大きさを認定する必要があった。

通常、解体業者が使用するトラックは4トン車であることが多いため、基本的には4トン車を使用したものとして認定することとし、「進入路が狭隘である」など2トン車しか使

用することができないという事情を認めることができる場合に限り、2 トン車として認定することとした。

### ○対象外経費の取り扱い

公費解体で対象とはならない工事が含まれていた場合には、当該工事に関する費用については、対象外経費として、償還決定額から控除することとした。このような方式を採ったのは、仮に申請額（請求額）が償還決定額よりも安かった場合、対象外経費分も償還決定額に含められることになるからである。

対象外経費としたのは、残存建物に関する補修費用やマニフェストの提出がない場合の廃棄物処分費などである。

### ○申請者死亡後の償還金支払

自費解体の償還申請をした後に申請者が亡くなられた例が複数あった。この場合、振込先の銀行口座が凍結されるため、新たに振込先となる者（相続人）と銀行口座を把握する必要があった。益城町では、別途、同意書（代表相続人に指定とそれに対する推定相続人全員の同意を求めるもの）を取り、新たに振込先となる方とその方の銀行口座を確認することとした。

### ○再算定及び追給

支払った費用の全額を償還するに至らなかった申請者（又は解体業者）から、償還費の算定根拠についての問い合わせが多く寄せられた。中には、「自己負担が全くないと聞いていたにもかかわらず、自己負担が発生した」として、役場に対して強い憤りを示す者もいた。算定のための計算シートを提示したうえで、丁寧に算定根拠を説明した。

基準額算定の根拠となった事実の認定に誤りがあったり、新たな事実を示す証拠が提示されたりした場合などには、改めて審査・算定をしたうえで、差額が発生する場合には追給をした。

### ○領収証の催促

申請時点で業者への代金の支払いが未了である場合には、誓約書の提出をもって町から償還金を支払い、後日、領収証の写しを町に対して提出するよう求めた。対象者のほとんどが領収証の写しを提出したが、提出しなければならないことを忘れていた対象者もいたため、通知や電話等で催促しなければならなかった。そのような者のなかには、解体業者への支払い（現金手渡し）時に領収証の交付を受けていないような者もいたため、提出まで時間を要する場合があった。

## 4 解体証明書の発行

公費解体申請者に対しては、完了後おおむね2か月以内に、「損壊家屋等の解体・撤去証明書」を送付することとしていたが、自費解体申請者や解体家屋に居住していた借家人に対しては、当初は、町から解体証明書を発行することは想定していなかった。しかし、被災者生活再建支援制度の申請に添付することができる解体証明書は町が発行したものに限るとの国の見解であり、また、借家人には解体証明を受ける機会が存在しないことになるといった事情があったため、町で検討を重ねた結果、被災者の便宜のために、申請に基づ

き解体証明書を発行することとした（付録資料集Ⅳ－①）。これまでに 583 件の申請があっている（平成 30 年 2 月 28 日現在）。

自費解体の業者の中には解体証明書を発行していないものが相当数いたようで、自費解体申請者が滅失登記申請を目的として申請することも多く見受けられた。

被災者生活再建支援制度に利用されることを想定して発行し始めた解体証明書であるが、再築建物等に係る不動産登記の登録免許税の減免申請やそれ以外の利用を目的とした発行申請も多かった（例えば、「住宅ストック循環支援事業補助金」における添付書類としてなど）。

なお、熊本地震を契機として行われた建物の解体の中には、公費解体制度（自費解体を含む）を利用していないものもあったが、そのような建物については町が解体を証明することはできなかった。

|      | 公費解体             | 自費解体     |
|------|------------------|----------|
| 自己所有 | 完了後に送付<br>(申請不要) | 申請に基づき発行 |
| 賃貸   | 申請に基づき発行         | 申請に基づき発行 |

【図表 3－10】解体証明について

## 5 他の制度との関係

### (1) 応急修理

災害救助法に基づく応急修理制度を利用して修繕した住家が公費解体の対象となりうるかという点について、国（環境省）の見解は「応急修理が不十分であることや、その後の余震により生活環境保全上の支障が生じることは十分に想定されるため、解体撤去に合理性があれば補助対象となりうる。ただし、応急修理による回復状況、その後の状況の変化などを踏まえて、適切な判断が求められる。」というものであった。

これを受けて、益城町では、応急修理制度を利用して修繕した住家は、解体撤去しなければならない特段の理由（「修理が不完全で雨漏りがやまないとために居住できない」など）がある場合を除き、原則として公費解体の対象としないという方針を決定し、公費解体を申請する場合には、当該家屋の回復状況などを確認することとした。

また、応急修理と公費解体をともに申請をしたうえで、どちらを選択しようか迷う被災者もいた。

### (2) 応急仮設住宅

これまでは住家の罹災判定が「全壊」又は「大規模半壊」である場合に限り、応急仮設住宅に入居することができた。熊本地震では「半壊」世帯においても仮設住宅への入居希望が多かったため、「半壊」であっても生活環境保全上の支障となっている損壊家屋等を取り壊さざるを得ない場合には入居できることとなった。

### (3) 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援制度では、居住する住宅が「半壊」または「大規模半壊」の罹災証明を受け、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかったりするなどやむを得ない理由により、これらの住宅を解体した場合には、「解

体世帯」として、「全壊世帯」と同等の支援を受けることができる。この場合には、添付書類として、滅失登記簿謄本もしくは解体証明書の添付が求められた。

生活再建支援金のうち基礎支援金については、本来は「発災した日から13か月を経過する日（熊本地震の場合、平成29年5月13日）まで」が申請期限であるところ、熊本地震では損壊家屋等の解体撤去が期限までに完了しない見込みであったため、「発災した日から25か月を経過する日（平成30年5月13日）」まで延長された（平成30年2月に、再度1年延長）。加算支援金については平成29年度末時点では変更はなく、「発災した日から37か月を経過する日（平成31年5月13日）」までとされている。

解体したという情報は、環境衛生課から生活再建支援金担当課に対して随時提供しており、生活再建支援制度担当課はその情報を活用して、支援金支給の対象であるにもかかわらず申請をしていない世帯に対して申請を促す通知を発行した。

#### (4) 滅失登記

建物が滅失したときは、所有者又は相続人は、1か月以内に、建物の滅失の登記を申請しなければならないところ（不動産登記法第57条）、益城町その他の被災地域については、法務局による震災復興の一助として、例外的に登記官の職権により滅失登記を行うこととなった（同法第28条）。町からは、公費解体及び自費解体の申請データを随時提供した。

町民の中には、町が職権で滅失登記を行うという誤解があったため、町に対する問い合わせが多かったが、町環境衛生課としては滅失登記されたか否かの最新情報をもっていないため、その都度、法務局に問合せしていただくようお願いした。

#### (5) 都市計画事業

益城町では、被災市街地の復興のため、町内の幹線道路の拡幅（4車線化）と土地区画整理事業が行われることとなった。事業区域内に所在する建物については、補償契約時点で残存している場合には補償対象（解体撤去費用を含む）となるため、公費解体との兼ね合いが問題となった。

環境省に確認したところ、「効用あり」と判断されて補償の対象となるような建物を廃棄物として取り扱うことはできないため、そもそも公費解体の対象とはなりえないとのことであった。この見解に基づき、都市計画事業担当課と調整し、それぞれの事業を執行した。

#### (6) 災害公営住宅

災害公営住宅の入居申込みにあたって、大規模半壊又は半壊の世帯については、解体証明書又は滅失登記簿の写しの添付が必要とされた。

### 6 益城町の災害廃棄物処理に携わって（委託団体寄稿）

#### (1) 一般社団法人熊本県解体工事業協会

##### ○団体の概要

- ・建設産業の一翼を担う専門工事業者として解体工事業界の健全な発展を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的として設立。
- ・会員数 20 社

## ○益城町の災害廃棄物処理にどのように携わったか

- ・平成28年6月1日に、平成28年熊本地震復興対策本部立ち上げ。
- ・平成28年4月30日、町からの要請を受けて益城町災害対策本部を訪問。内容は、倒壊した建物・倒壊の恐れのある建物・道路に支障を与えている建物の除去作業依頼を受ける（公費解体とは別）。町内を5地区に分け、それぞれの地区での被害状況を把握し、担当業者を決め、5月1日から作業を開始した。
- ・平成28年6月20日、町から公費解体に係る発注管理業務の委託を受ける。
- ・同年7月7日公費解体を開始する。11班（7社）体制で始める。役場環境衛生課内に現地事務所を設置。現地事務所の主な業務は次のとおり。

- ・事前調査員の振分け・調査物件の連絡・調査結果の受領・取りまとめ
- ・補償コンサルとの打ち合わせ
- ・解体物件の発注業務
- ・仮置場搬入証（公費解体業者向け）の発行及び回収
- ・1か月ごとの請求のとりまとめ・各社への送金依頼（本部に対して）
- ・苦情処理
- ・業者の管理監督
- ・行政との協議
- ・本部への業務状況報告

## ○業務の中で苦労したこと

### 【仮置場】

- ・公費解体開始当初は、一次仮置場の渋滞と閉鎖の繰り返しで、思うように作業が進まなかった。一次仮置きの渋滞緩和は、ヤードのやり替えと公費解体の木のみ民間処分場への搬入をすることで解消に向かったが、ロスが大きかった。
- ・仮置場への搬入時のトラブルも散見された。例えば、一度搬入OKとされていたものに関しても、受ける担当により持ち帰るよう指導されるなどのトラブルがあった。特に対策は取られなかったが、随時仮置場へ問い合わせてもらった事でその都度解決した。また、最終残さの取扱い（サイズの問題）についてのトラブルもあった。公費解体始める前に、事前打ち合わせが必要だった。

### 【解体現場】

- ・各社に対し、公費解体の事前説明を文書・口頭にて行ったが、以下の分が十分ではなかった。各社担当者を集め、書面と口頭での再指導を根気強く行うことで、徐々に改善された。

1. コンサル資料と協会調査資料の重要性の周知不足
2. 地権者との事前打ち合わせについて
3. 運搬時の飛散防止（過積載）について
4. 休工する際の事前連絡について
5. 隣接地等の土地を利用する際の書面での確認について

## ○業務の中でこうしておけばよかったと感じること

- ・業者参入にあたり、何を基準に選別し、可否を決めるか？
- ・公費解体の優先順位を明確にすべきだった。
- ・体制表（途中から提出を求めたもの）をはじめから求めておけば良かった。
- ・解体の迅速化を目指すのであれば、当初から残置物対策が必要であった。

## (2) 一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会

### ○団体の概要

- ・平成26年4月1日発足。平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、災害からの復旧・復興の支援等をもって広く公共の福祉の増進に寄与することを目的に、一般社団法人日本補償コンサルタント協会（昭和52年設立）の会員で組織設立。
- ・会員数 394社（平成29年11月9日現在）。うち熊本県18社。
- ・過去携わった災害廃棄物処理業務は次のとおり。

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う除染等の推進に必要な用地総合支援業務（環境省発注）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う汚染土壌中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務（環境省発注）

### ○益城町の災害廃棄物処理にどのように携わったか

#### ①事務処理センター業務

公費解体申請書審査（申請内容の精査、権利者確認、抵当権者確認、相続確認、不足資料等の補完）、現地調査補償コンサルタント振り分け・進捗管理・連絡調整、解体費の審査、完了書類作成

#### ②現地調査業務

三者（申請者、解体業者、補償コンサルタント）事前・完了立会いに向けた連絡調整、解体対象物の確認、解体対象物の数量調査（建物構造調査、用途認定、面積調査、附帯物の調査・解体認定）、解体費の算定（解体工事着手前の仮算定、解体完了確認後の確定算定）、解体完了審査

### ○業務の中で苦労したこと

- ・公費解体当初は事前立会場所が飛び地となりコンサルの移動時間が長くなり日程が組みづらそうであった。近隣の申請をまとめて発注することで、コンサルの移動時間が減り1日の立会可能件数が増えたため全体の受注数が増えた。
- ・事前立会時に解体範囲及び擁壁等の解体について説明を求められることが多く説明に苦慮していたが、担当課職員の援護を受けることで、立会者及び所有者に納得を頂くことができた。
- ・申請者や関係者より、申請建物の解体の進捗問い合わせや、突然の不足資料の提出のための来庁、様々な電話問い合わせ等に対し、受付番号の特定や資料準備に苦慮したが、データベース構築による検索機能を活用することにより迅速な対応が可能となった。
- ・自費解体の申請において、申請内容の疑義や震災前の建物形態等の判断にあたり、全潰れ状態（層破壊）の申請写真が多く判定に苦慮したが、グーグル社の震災前の航空写真や、ストリートビューを活用することにより、従前の形態・配置・棟数等の特定が可能となった。

### ○業務の中でこうしておけばよかったと感じること

- ・申請時に不足資料が多々あり、また、後日持参の約束をしても持って来られない方が多かったため、資料が揃わないと解体できない旨の説明が必要だった。
- ・解体対象物の特定、所有者の確定等の公簿照合や補完資料の請求が不完全であった。申請者自身が所有者を間違っていたり、抵当権の設定を知らなかったりしていた為の後追いになることが多かった。申請者自身に資料を取り寄せてもらったうえで受け付けていたら、申請後の遅延が少しは解消されていたと感じる。

- ・受付時に対応した職員によって説明の違いがあったので、受付担当者に公費解体についての統一見解を徹底させるべきだった。（更地希望・樹木伐採・擁壁撤去等に関する取扱い）
- ・事前立会の日程を連絡すると、「急に言われても困る」等と怒る申請者もいたので、調査の滞りをなくし、公費解体全体をスムーズに行うためにコンサルがある程度の日程を決めることをお願いすべきだった。また、役場から電話があると思われていた方もいたようで、最初の電話で拒否する方もいた。
- ・残置物の処理については、立会時に片付けの書類を渡し片付けのお願いをするのではなく、受付時に説明すべきだった。
- ・申請者の意見次第で解体の仕上がりには差があったので、平等な解体に取り組むべきだった。また、多数の解体業者での取り組みであったため、各社の解体完了の仕上げ差が大きく、申請者からの不満が多かった。一般的な仕上げの統一を図る必要があった。
- ・解体の順番についての苦情等が多かったので、受付時に危険度の高いところが済んだあとは、申請順にするなどの対応、説明が必要だった。（順番については調査の発注に支障が出る為、早く決める必要がある）
- ・公費解体を申請したまま自費解体を行う人には、公費解体申請取下げをしてもらうように広報の徹底が必要だった。（いつまでも取り下げられずに公費解体として申請が残ったものや、コンサルに調査依頼をした後、すでに物件が解体されていたケースが目立ち発注の妨げになった）
- ・事務処理の妨げになる場合があったため、事務処理スペースは関係者以外入れないように別の場所で行ったほうがよかったと感じる。
- ・自費解体の採用について、公費解体申請後に多くの申請建物が自費解体に切り替えたケースが見受けられた。公費解体の悪評や遅延を煽る風評による切り替えが多く見受けられたため、広報等により公費解体からの離脱防止を図る必要があった。

## ○その他

- ・解体全体の遅延になる為、申請者の自己都合による立会延期、解体延期する人への対応を考える必要がある。
- ・少数ではあるが、解体が終わると連絡が取れなくなったり、事前立会には来たが完了立会に来ない人への対応策が必要である。
- ・解体工事の内容や完了状況に不満があり完了立会時に印鑑を押さない、もしくは完了立会を拒否する申請者もいた。
- ・申請時と事前立会時では解体物件の状況に変化があり、公費解体の対象としてよかったのか疑問のある物件もあった。（上屋のみ解体をして基礎のみ残っていた場合等）
- ・所有者の都合により事前立会時から解体範囲が変更になり、その都度解体現場に行き再調査を行わざるを得ず、事務処理の遅延になった。
- ・地権者も心理的に興奮状態であったために起こるトラブルも多く見受けられた。
- ・自費解体の見積については、経費算定の際にどの経費として扱えばよいか（一式計上されているものは特に）など悩むことが多かったため、統一書式があったほうがあったほうがよい。

## 7 統計

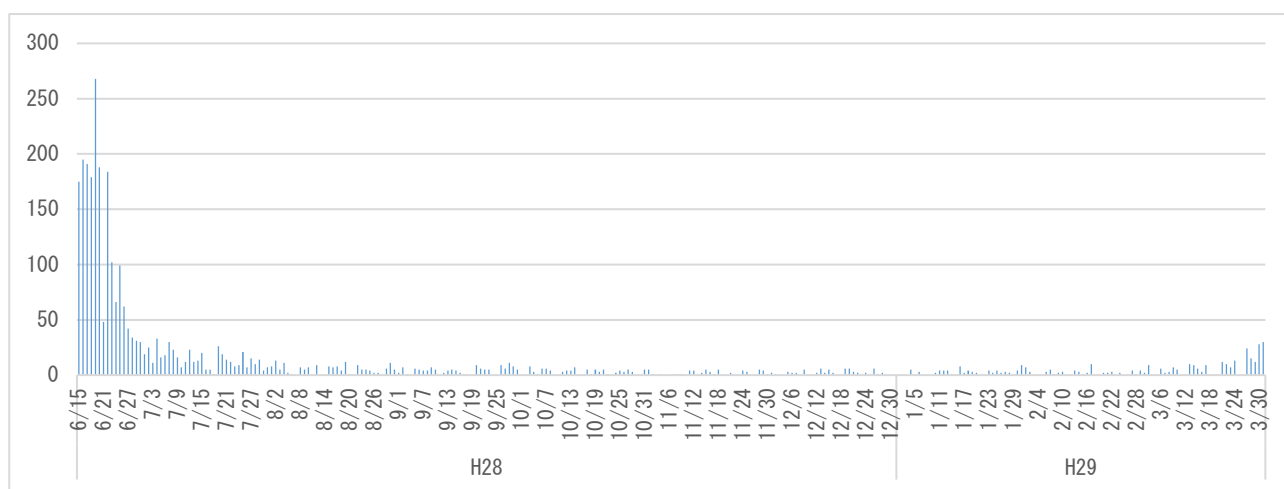
## (1) 申請件数

## ○公費解体

公費解体の日別申請件数の推移は、次のとおりである。

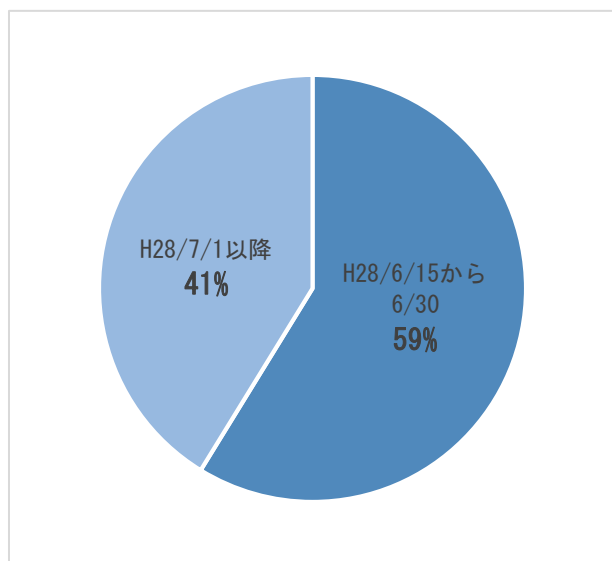
申請期間（平成28年6月15日から平成29年3月31日まで）の間に3,197件、申請期間終了後に特別な事情ありとして申請を受け付けたものが50件、合計3,247件であった。諸事情により取り下げられたものが936件であり、実申請件数は2,311件となった。

公費解体申請は、受付開始当初の半月に集中した。その後は一日当たりの申請件数は一桁台を推移したが、受付締切直前に駆け込み申請のため増加した。

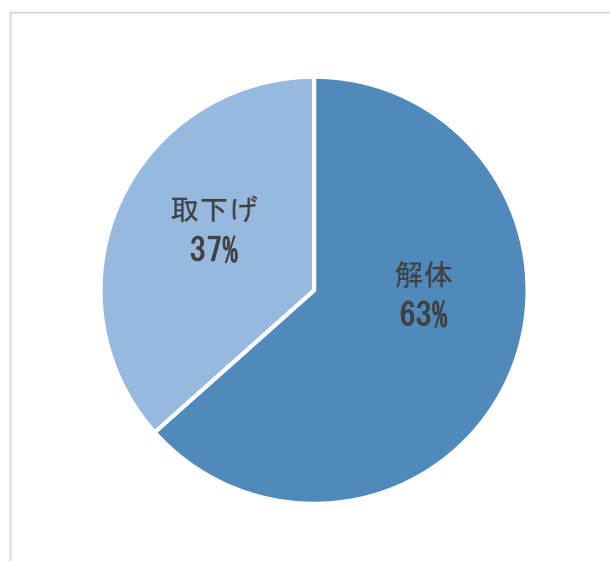


【図表3-11】受付期間中（16/6/15～17/3/31）における公費解体申請件数（日別）の推移

受付後半（平成28年6月15日から同月30日まで）の申請件数は、総申請件数（後に取り下げられたものを含む）の6割近くにのぼった（下右図参照）。そして、そのうち4割弱が自費解体や修繕への変更などの理由により取り下げられた（下左図参照）。



【図表3-12】申請全件に占める受付開始後半月の申請件数の割合



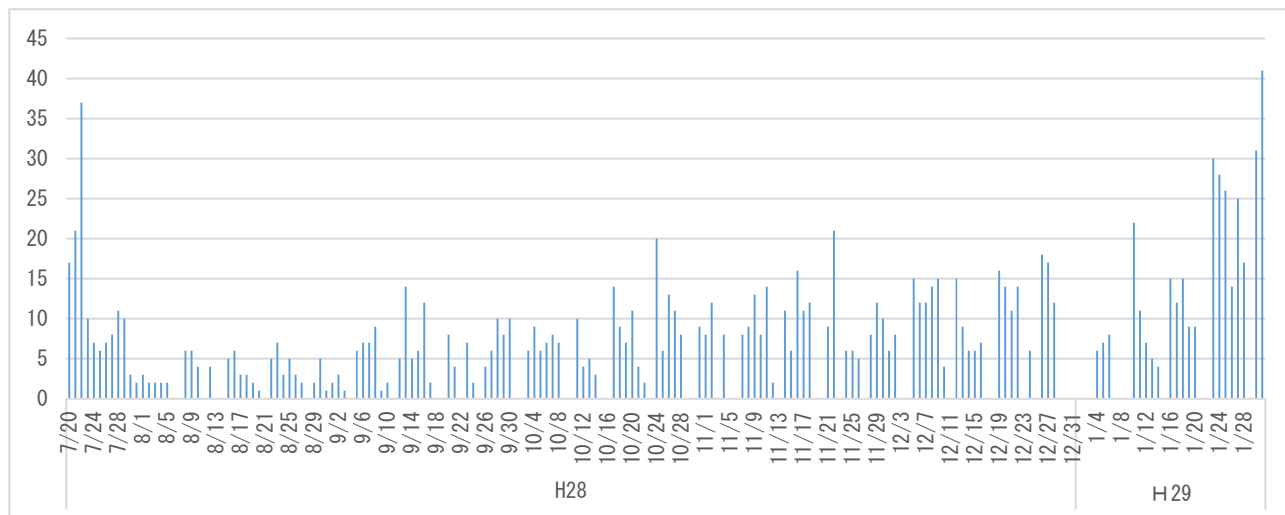
【図表3-13】受付開始後半月に申請されたもののうち解体完了したものと取り下げられたものの割合

## ○自費解体

自費解体の日別申請件数の推移は、次のとおりである。

申請期間（平成28年7月20日から平成29年1月31日まで）の間に1,337件、申請期間終了後に特別な事情ありとして申請を受け付けたものが9件、合計1,346件であった。

公費解体ほどではないが、受付開始時と締切間際に申請件数が増加する傾向がみられた。

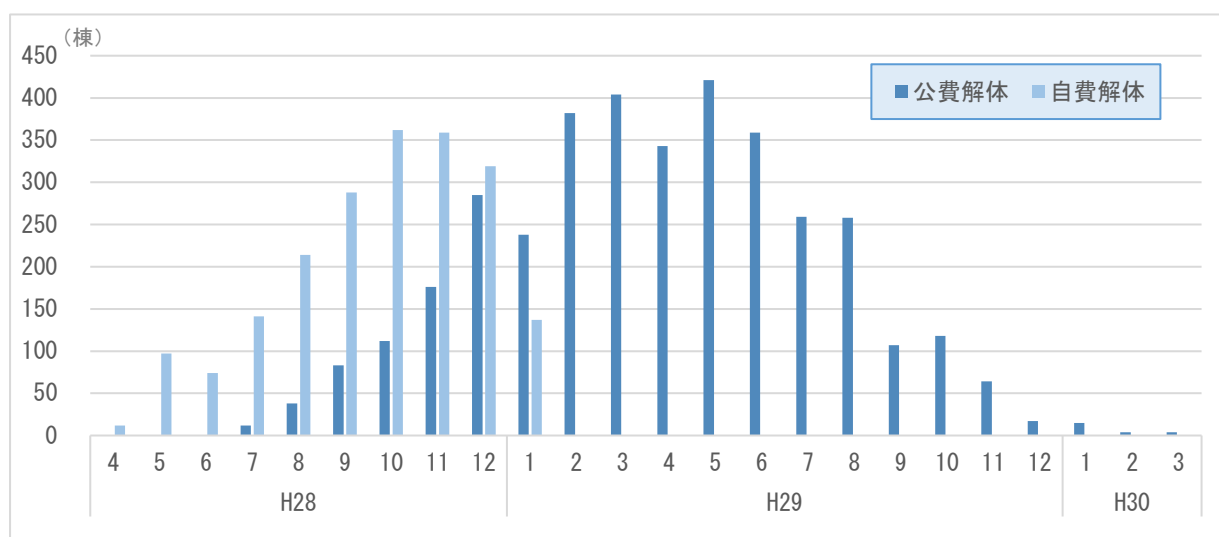


【図表3-14】受付期間中における自費解体申請件数（日別）の推移

## (2) 解体棟数

### ○解体棟数の推移（月別）

月別の解体棟数の推移は、次図表のとおりである。なお、公費解体については完了立会実施日が属する月ごとに、自費解体については申請書記載の解体完了日が属する月ごとにそれぞれ集計したものである。公費解体着手前から所有者との契約に基づき損壊家屋等の解体撤去が行われていたことを示している。また、公費・自費を合わせた解体のピークは、平成28年12月であったこともわかる。



【図表3-15】損壊家屋等の解体棟数の推移（月別）

## ○罹災判定別解体棟数

り災判定別の解体棟数は、次表のとおりである。公費解体よりも自費解体の方が、全壊判定の全体に占める割合が大きいことは、二次被害の危険が大きい建物について多く自費解体が利用されたことを示している。なお「その他」は、半壊以上の建物と一体的に解体した建物のうち、り災判定が不明であるものや判定前に解体したものである。

(単位：棟)

|      | 全壊    | 大規模半壊 | 半壊  | その他 | 計     |
|------|-------|-------|-----|-----|-------|
| 公費解体 | 2,330 | 331   | 416 | 622 | 3,699 |
| 自費解体 | 1,590 | 152   | 150 | 111 | 2,003 |
| 全体   | 3,920 | 483   | 566 | 733 | 5,702 |

【図表 3－16】り災判定別解体棟数

## ○建物構造別解体棟数

建物構造別の解体棟数は、次表のとおりである。解体家屋等のうち9割強を木造が占めた。益城町においては、解体対象となるような築年数が古い非木造建物が存在しなかったため、解体のほとんどを木造建物が占めたものと思われる。

(単位：棟)

|      | 木造    | 鉄骨造  |      | R C造 | その他 | 合計    |
|------|-------|------|------|------|-----|-------|
|      |       | 軽量鉄骨 | 重量鉄骨 |      |     |       |
| 公費解体 | 3,339 | 205  | 74   | 20   | 61  | 3,699 |
| 自費解体 | 1,913 | 48   | 35   | 7    | —   | 2,003 |
| 全体   | 5,252 | 253  | 109  | 27   | 61  | 5,702 |

【図表 3－17】建物構造別解体棟数

## ○地区別解体棟数

町内の地区（合併前町村区域ごと）別の解体棟数は、次表のとおりである。益城町における都市計画上の市街化区域の全てが含まれ、従前から住宅地が集積していた広安地区・木山地区において、他の地区よりも解体棟数が増えている。

(単位：棟)

|      | 飯野  | 広安    | 木山    | 福田  | 津森  | 合計    |
|------|-----|-------|-------|-----|-----|-------|
| 公費解体 | 620 | 1,399 | 808   | 405 | 467 | 3,699 |
| 自費解体 | 311 | 814   | 585   | 135 | 158 | 2,003 |
| 全体   | 931 | 2,213 | 1,393 | 540 | 625 | 5,702 |

【図表 3－18】地区別解体棟数

## ○1 申請あたりの解体棟数

1 申請あたりの解体棟数を地区別で比較したものが、次表である。飯野、福田、津森地区は市街化調整区域であり、いわゆる農家住宅が多いことから、1 申請あたりの解体棟数が多かったものと思われる。

(単位：棟)

|      | 飯野   | 広安   | 木山   | 福田   | 津森   | 全地区  |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 公費解体 | 1.89 | 1.5  | 1.48 | 1.82 | 1.66 | 1.59 |
| 自費解体 | 1.75 | 1.43 | 1.41 | 1.63 | 1.53 | 1.49 |
| 全体   | 1.84 | 1.47 | 1.45 | 1.76 | 1.63 | 1.55 |

【図表 3－19】 1 申請あたりの解体棟数（地区別）

## (3) 解体家屋等の延べ床面積

### ○建物構造別平均延べ床面積

建物構造別の平均延べ床面積は、次表のとおりである。公費解体・自費解体ともに、木造建物については、町内全建物における平均延べ床面積よりも、解体建物の平均延べ床面積のほうが大きかった。また、非木造の建物については、町内全建物における平均延べ床面積よりも、解体建物の平均延べ床面積のほうが小さかった。

(単位：平方メートル)

|                                                        | 木造     | 非木造    | RC 造<br>(SRC 造を含む) |        |        |  | その他    |
|--------------------------------------------------------|--------|--------|--------------------|--------|--------|--|--------|
|                                                        |        |        | 軽量鉄骨造              | 重量鉄骨造  |        |  |        |
| 公費解体                                                   | 104.02 | 91.24  | 49.44              | 181.45 | 126.29 |  | 110.08 |
| 自費解体                                                   | 114.45 | 113.47 | 74.18              | 178.5  | 57.74  |  | —      |
| 全体                                                     | 107.82 | 95.69  | 54.13              | 180.5  | 108.51 |  | 110.08 |
| (参考) 町内全ての建物の平均延べ床面積<br>(平成 28 年固定資産の価格等の概要調書(都道府県別表)) | 95.29  | 297.74 | 121.12             | 520.99 | 628.16 |  | 26.18  |

【図表 3－20】 建物構造別平均延べ床面積

## (4) 公費解体関連

### ○手続きに要した日数

公費解体申請関係の各手続に要した日数は、次表のとおりである。

申請から解体完了後の立会いまで、平均して 8 か月かかった。期間が長期化した主な要因として、受付開始当初に申請が集中したため、申請から事前立会いまで平均 166 日経過していることが挙げられる。また、解体工期の最大値は、解体後に手直しなどが入ったため着工から完了までの期間が伸びたためであり、解体工事が当該期間中継続していたものではない。申請者との日程調整がつかない、完了状態に不満があるなどの理由により、解体完了後の完了立会いの開催が遅れたものもあった。

(単位：日)

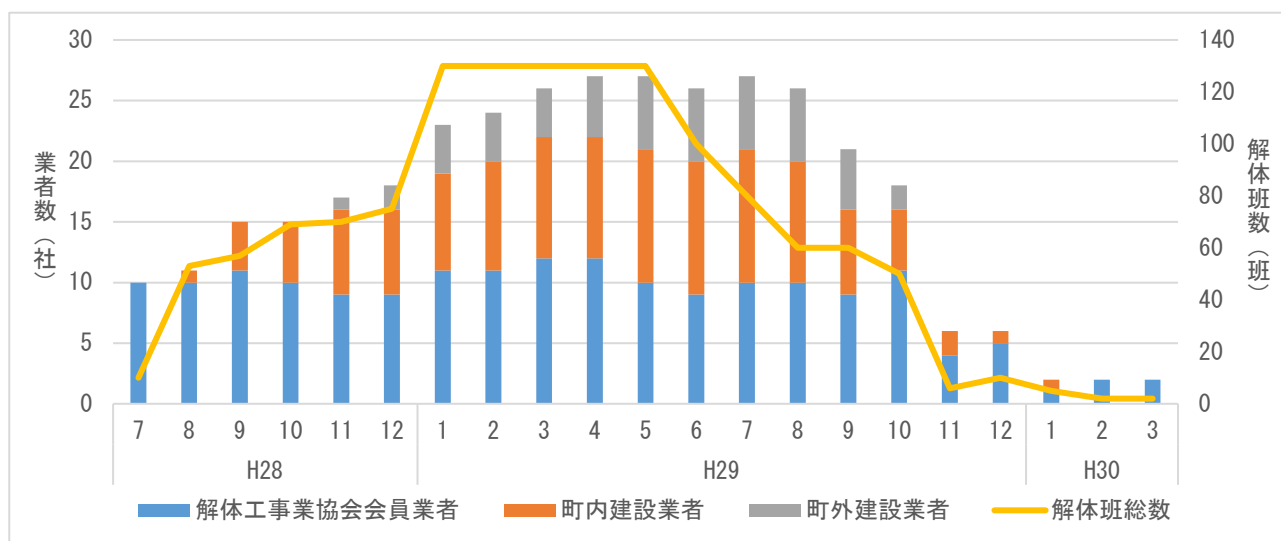
| 申請から<br>事前立会いまで | 事前立会いから<br>着工まで | 解体工期           | 工事完了から<br>完了立会いまで | 申請から<br>完了立会いまで |
|-----------------|-----------------|----------------|-------------------|-----------------|
| 4 ～ 166 ～ 494   | 1 ～ 37.9 ～ 217  | 1 ～ 15.8 ～ 127 | 1 ～ 23.6 ～ 224    | 28～ 242.3 ～ 531 |

【図表3-21】公費解体の手続きごとの日数（最小値～平均値～最大値）

### ○解体業者の推移

公費解体に携わる業者の選定は、発注管理業務を委託した県解体工事業協会により行われた。解体業者の参入状況及び各月の解体班数については、次図表のとおりである。

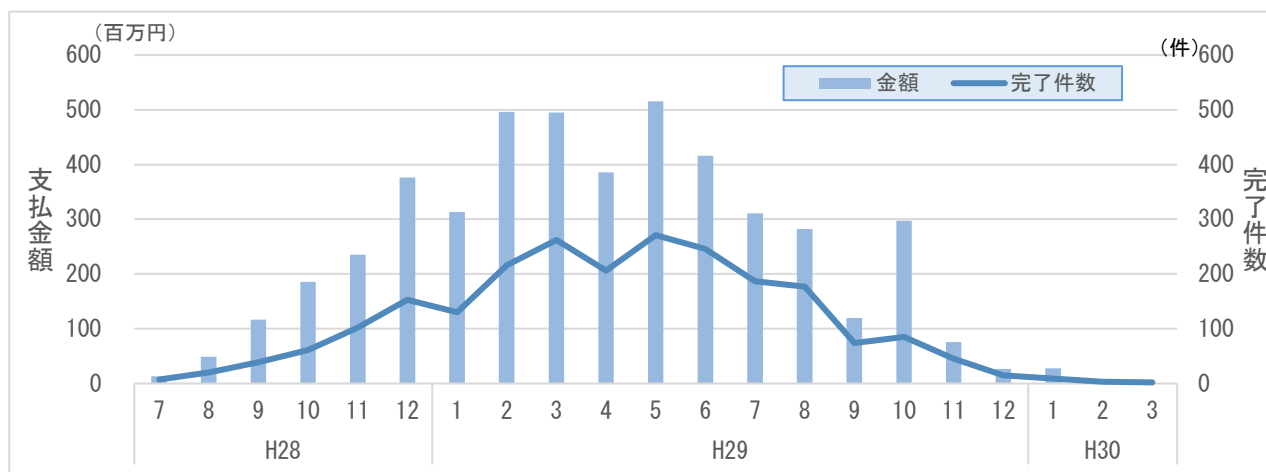
県解体工事業協会会員業者、町内建設業者、町外建設業者は、全て元請けの立場で算入していた。それぞれ、県内外の業者と下請け契約を締結することで解体班を確保していた。



【図表3-22】公費解体における業者数及び解体班数の推移

### ○月別支払金額

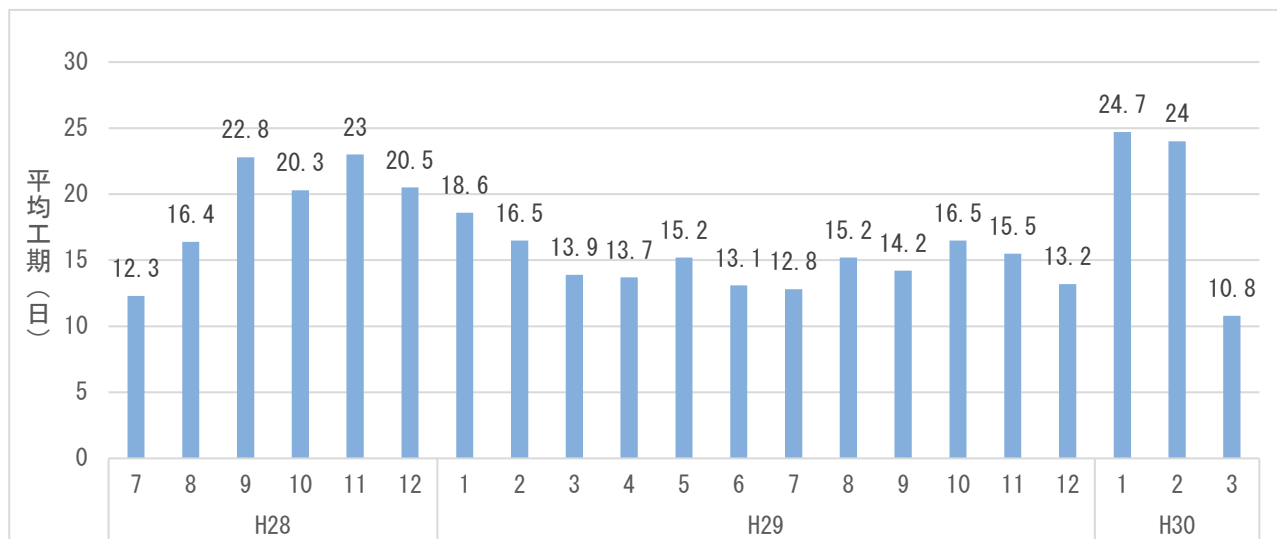
公費解体における県解体工事業協会に対する月別の支払金額及び完了件数（完了立会いがあったもの）は、次表のとおりである。1か月分の支払額が5億円を超えることがあるなど、多額の現金を確保する必要があった。公費解体における1申請あたり解体撤去費用は、約216万円であった。



【図表3-23】公費解体支払金額（月別）一覧

## ○工期（平均）

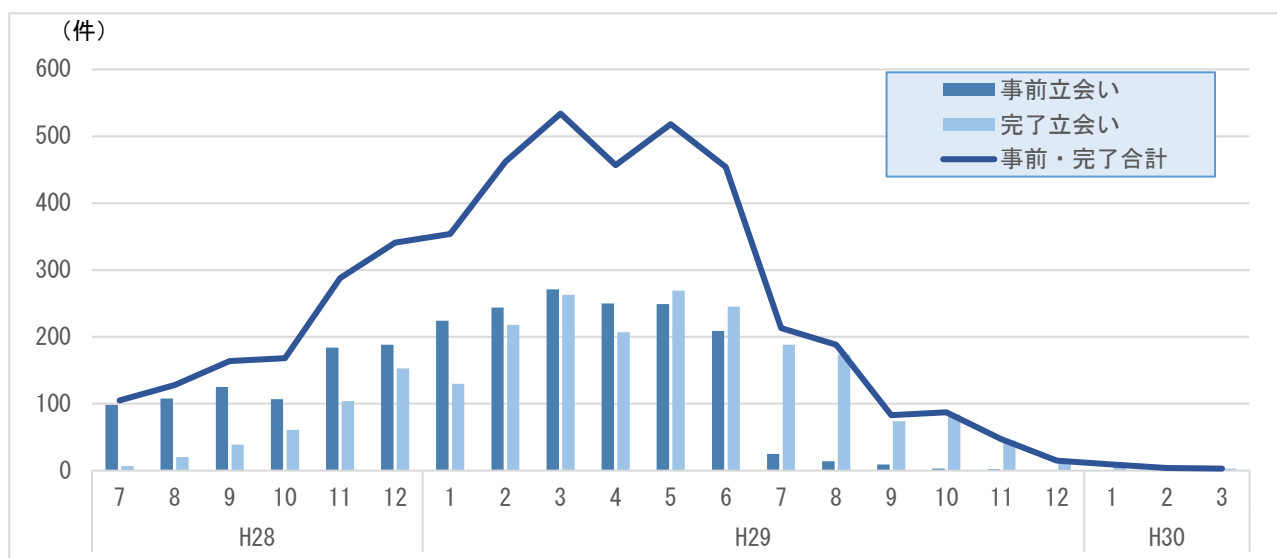
公費解体における月別工期平均の推移は次表のとおりである。当初は、危険家屋を優先して解体したため難工事の案件が多かったこと、さらには、解体残さの分別等で時間を要していた。しかし、二次仮置場の混合廃棄物処理ヤードが稼働し、かつ、平成28年12月9日から混合廃棄物を受け入れたことによって解体現場での工期が1週間程度短縮した。



【図表3-24】公費解体月別平均工期の推移

## ○事前立会い・完了立会い

公費解体における事前立会い・完了立会いの件数の推移は次図表のとおりである。事前立会いは、平成28年7月1日から着手し、平成29年6月までに概ね完了した。完了立会いは、解体が完了したもののうち申請者と日程調整が済んだものから実施した。



【図表3-25】事前立会い・完了立会いの件数の推移

## (5) 自費解体関連

## ○手続きに要した日数

自費解体申請関係の手続きに要した日数は、次表のとおりである。

当初は、申請から償還金振込みまで概ね2か月で完了する見込みとしていたが、ふたを開けてみると、平均して3か月近くかかった。これは、想定以上に自費解体申請が多く、コンサルタントによる内容審査（積算）や、追加資料請求や申請内容確認など申請者とのやり取りに時間を要したためである。また、申請時点で領収書を添付していない申請者に対しては振込み前に誓約書の提出を求めていたところ、その誓約書を申請者が提出しなかったために振込みまでに時間を要することもあった。

（単位：日）

| 申請から<br>コンサル審査完了まで | コンサル審査完了から<br>額決定通知まで | 額決定通知から振込みまで  | 申請から振込みまで       |
|--------------------|-----------------------|---------------|-----------------|
| 7 ～ 40.5 ～ 51      | 9 ～ 39 ～ 217          | 4 ～ 15.1 ～ 86 | 43 ～ 94.7 ～ 264 |

【図表3-26】自費解体償還の手続きごとの日数（最小値～平均値～最大値）

## ○償還金額

申請額及び償還決定額については、次表のとおりである。全体の償還率は93.7%であった。基準額よりも格段に低額で契約している例がある一方で、中には償還率が30%程度にしかならないものもあった。もっとも、償還決定額にあわせて請求額を減額する又は返金という措置を自主的に行った業者が多かったようである。自費解体における1申請あたりの償還金額は、約207万円であった。

| 申請額合計     | 償還決定額合計   | 償還率   | 負担割合別件数        |                | 申請書への領収書添付の有無    |                  |
|-----------|-----------|-------|----------------|----------------|------------------|------------------|
|           |           |       | 全部償還           | 一部償還           | 添付あり             | 添付なし             |
| 2,976 百万円 | 2,788 百万円 | 93.7% | 632 件<br>(47%) | 714 件<br>(53%) | 963 件<br>(71.5%) | 383 件<br>(28.5%) |

【図表3-27】申請額及び償還決定額

## ○自費解体に携わった解体業者数

自費解体申請書の記載によれば、解体を請け負った業者（元請け業者）は335社であった。県外の業者も多数あった。1社で100件超の解体契約を交わした業者もあった。

自費解体にかかる費用の償還事務を債務引受構成に基づいて行っていたとすれば、変更契約のための各社とのやり取り等で膨大な事務量になったものと推測される。

## ○産業廃棄物処理量

自費解体で発生した廃棄物については、仮置場で受け入れずに産業廃棄物として処理されているものもある。自費解体申請書に添付されているマニフェストによれば、その合計は、22,509トンであった。